

令和元年度 業務実績等報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	3
III	中期目標・中期計画・年度計画	7
IV	令和元年度の事業概要	7
V	令和元年度における業務実績	16
	・自己評価表	19
1	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	
	【1－1】職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	20
	【1－2】常勤弁護士の採用，配置及び資質の向上	24
	【1－3】一般契約弁護士・司法書士の確保	32
	【1－4】事務所の存置等	37
	【1－5】関係機関等との連携強化	41
2	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
	【2－6】適切な情報提供の実施	45
	【2－7】法教育事業	52
	【2－8】民事法律扶助業務	57
	【2－9】国選弁護等関連業務	63
	【2－10】司法過疎対策業務	67
	【2－11】適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施	70
	【2－12】被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	75

3 業務運営の効率化に関する事項

【3-13】 一般管理費及び事業費の効率化	78
【3-14】 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	81
【3-15】 民事法律扶助業務	85
【3-16】 国選弁護等関連業務	88

4 財務内容の改善に関する事項

【4-17】 自己収入の獲得等	91
【4-18】 民事法律扶助業務における立替金債権の管理・回収等	95
【4-19】 財務内容の公表	100

5 その他業務運営に関する重要事項

【5-20】 業務運営の体制維持	103
【5-21】 内部統制の確実な実施	106
【5-22】 情報セキュリティ対策	112
【5-23】 業務内容の周知を図る取組の充実	116
【5-24】 報酬・費用の立替・算定基準	121

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成 18 年 4 月 10 日に設立され、同年 10 月 2 日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要 5 業務と受託事業について、第 1 期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

第 2 期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成 24 年 4 月 1 日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づき、支援センターの新たな業務とされた「東日本大震災法律援助事業」を実施し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等と連携しながら、被災者への法的支援に取り組むなどした。さらに、平成 25 年 12 月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第 3 期中期目標期間においては、震災特例法の有効期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたのを受け、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(*)の推進に向け、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、全国の地方事務所において「司法ソーシャルワーク」や「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会や業務説明会等を積極的に開催するなど、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。民事法律扶助の援助件数（代理援助・書類作成援助）が平成 29 年 1 月に累計で 100 万件を突破し、また、コールセンターへの問合せ件数も平成 30 年 3 月には累計で 370 万件に達した（なお、平成 31 年 1 月には累計で 400 万件に達し、令和 2 年 3 月には 448 万件に達した）。

そのほか、平成 28 年熊本地震の被災者に対し、改正総合法律支援法により新たに追加された被災者法律相談援助を実施（平成 28 年 7 月から平成 29 年 4 月まで）したことに加え、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する DV 等被害者法律相談援助の施行（平成 30 年 1 月 24 日施行）に向けて、本部及び地方事務所において関係機関と協議等を行い、適切な援助を実施できる体制を構築し、これらの業務を開始した。

第4期中期目標期間（平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）は、震災特例法の有効期限が令和3年3月31日まで再延長されたことを受け、引き続き東日本大震災法律援助事業を適切に実施していく。また、平成30年1月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施し、被疑者国選弁護の対象事件拡大に対応するなどした。

そのほか、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを作成し、ホームページに掲示するなど迅速な情報提供を行うとともに、平成30年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助を実施し（平成30年7月14日から令和元年6月27日まで）、令和元年10月18日からは、令和元年台風第19号の被災者に対する被災者法律相談援助を実施した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、令和元年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

* 高齢者・障がい者をはじめ、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組。

Ⅱ 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第 30 条第 1 項）

ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

- ① 経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。
- ② 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する業務（特定援助対象者援助事業）。
- ③ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から 1 年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する業務（被災者法律相談援助）。

ウ 国選弁護等関連業務

- ① 国選辩护人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選辩护人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選辩护人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。
- ② 国選被害者参加辩护人になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加辩护人候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加辩护人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、又は、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

- ① 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。
- ② DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

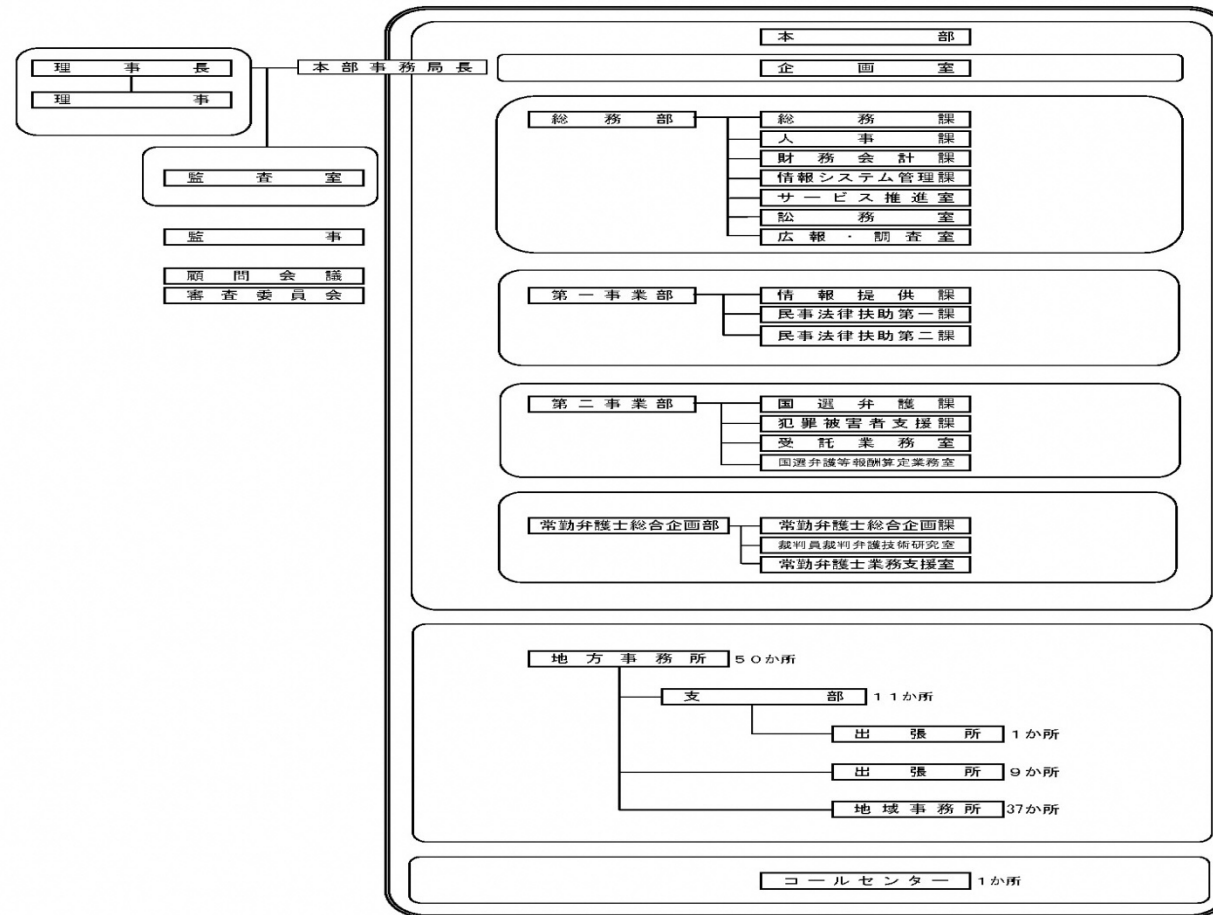
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（令和2年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立

同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

なお、支援センターの令和 2 年 3 月 31 日までの沿革については、資料 2 のとおりである。

【資料 2】日本司法支援センターのあゆみ（～令和 2 年 3 月 31 日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年法律第 74 号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3 億 5,100 万円（政府全額出資）

7 役員の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

理事長	板 東 久美子（平成 30 年 4 月 10 日就任）	理 事	丸 島 俊 介（平成 29 年 10 月 1 日就任）
-----	-----------------------------	-----	-----------------------------

理 事	山 崎 学（平成 28 年 4 月 10 日就任）	理 事	北 原 斗紀彦（平成 30 年 4 月 10 日就任）
-----	---------------------------	-----	-----------------------------

理 事	新 保 美 香（平成 30 年 4 月 10 日就任）
-----	-----------------------------

監 事	津 熊 寅 雄（平成 27 年 12 月 21 日就任）	監 事	山 下 泰 子（平成 24 年 9 月 3 日就任）
-----	------------------------------	-----	----------------------------

8 職員の状況

令和 2 年 3 月 31 日現在、常勤職員数は 935 名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成 30 年 2 月に法務大臣から指示された同年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、令和元年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成 31 年 3 月 28 日、法務大臣に届け出た。

【資料 3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

Ⅳ 令和元年度の事業概要

1 総括

(1) 利用者の立場に立った業務遂行

利用者の立場に配慮した業務遂行のため、接遇や高齢者・障がい者への配慮に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談や指定相談場所での相談体制の充実を図った。

また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一つである多言語情報提供サービスについては、新たに対応言語を 2 言語（ネパール語及びタイ語）追加して対応を行った。

さらに、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び新型コロナウイルス感染症まん延に対しては、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めるとともに、平成 30 年 7 月豪雨及び令和元年台風第 19 号の被災者に対する被災者法律相談援助を実施し、被災者の生活再建の支援をした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

令和 2 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 201 名となり、合計 85 か所（全国 41 か所の地方事務所、7 か所の支部、37 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

常勤弁護士数を増加するための対策を引き続き強化した。

【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成 30 年度に実施した内部監査での指摘事項等に関してモニタリングを行い、改善に向けた必要な措置を検討・実施するとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対するコンプライアンス教育を強化した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や各種の研修、民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

令和元年度の間合せ件数は、395,100 件で、平成 30 年度に比べて 32,391 件増加した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】令和元年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 200,333 件で、平成 30 年度に比べ 5,936 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】令和元年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び新型コロナウイルス感染症に関する Q & A を緊急作成し掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

オ 東日本大震災等の災害に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元の地方公共団体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）については、令和元年度も継続して被災者からの問合せに対応した。また、令和元年台風第 19 号の被災者からの問合せにも対応した。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

令和元年度における民事法律扶助業務の援助実績は、一般法律相談援助実施件数が 315,085 件、代理援助開始決定件数は 112,237 件、書類作成援助開始決定件数は 3,309 件であった。一般法律相談援助実施件数は、平成 30 年度実績（314,614 件）に比べて微増となった。また、代理援助開始決定件数は、平成 30 年度実績（115,830 件）に比べて減少した。

令和元年度における特定援助対象者法律相談援助の実施件数は、668 件であり（なお、平成 30 年度の実施件数は 570 件であった。）、内訳は、成年後見等に関する相談が最も多く、次いで多重債務事件が多かった。

平成 30 年 7 月豪雨に適用された被災者法律相談援助の実施件数（平成 30 年 7 月 14 日～令和元年 6 月 27 日受付分）は、18,582 件であり、家事事件、不動産事件、多重債務事件など多岐にわたる相談が寄せられた。

令和元年台風第 19 号に適用された被災者法律相談援助の実施件数（令和元年 10 月 18 日～令和 2 年 3 月 31 日分）は、16,285 件であり、家事事件、多重債務事件、金銭事件など多岐にわたる相談が寄せられた。

令和元年度における震災法律援助の援助実績は、震災法律相談援助の実施件数が 50,944 件であり、そのうち、79.4% が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助開始決定件数は 100 件であり、内訳は、ADR 申立手続が最も多く、次いで金銭事件が多かった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】令和元年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】令和元年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】令和元年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】令和元年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】令和元年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】令和元年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、令和2年4月1日時点における契約弁護士数は、23,740名（平成31年4月1日時点から369名増）、契約司法書士数は、7,453名（同13名増）となった。

また、震災法律援助業務に関しては、令和2年4月1日時点で、弁護士3,259名（平成31年4月4日時点から28名増）、司法書士1,236名（同17名増）と震災法律援助契約を締結している。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料18】契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

ウ 立替金等の状況

令和元年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は165億5,041万円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は3億1,204万円、法律相談援助に係る費用は20億6,225万円であり、令和元年度中の償還金は112億1,043万円であった。

償還免除等の合計は47億8,860万円となった（平成30年度比8.0%減）。

【資料51】令和元年度立替金残高表

【資料52】令和元年度法律相談費実績

【資料53】令和元年度代理援助立替金実績

【資料54】令和元年度書類作成援助立替金実績

【資料55】令和元年度末現在（令和2年3月現在）における立替発生年度ごとの償還等の状況

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成 30 年 6 月 1 日からの被疑者国選弁護の対象事件拡大を受け、令和元年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 80,145 件（平成 30 年度比 1.73%増）であった。また、被告人国選弁護事件受理件数は 53,010 件（同 1.58%減）、国選付添事件の受理件数は 3,325 件（同 4.70%減）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数（被疑者）

【資料 30】国選弁護事件受理件数（被告人）

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選の拡大等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の人数の拡大に努めており、令和 2 年 4 月 1 日時点における国選弁護人契約の契約弁護士数は、30,160 名（平成 31 年 4 月 1 日時点から 863 名増）、国選付添人契約の契約弁護士数は、15,501 名（同 324 名増）となった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

(4) 司法過疎対策

令和元年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）数は 34 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は 51 名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。令和元年度の問合せ件数は合計 15,343 件となり、平成 30 年度に比べ 198 件増加した。

全国の地方事務所において、電話や面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せ件数は全国で 11,262 件であり、平成 30 年度に比べ 2,773 件減少、精通弁護士の紹介は 1,355 件であり、平成 30 年度に比べ 440 件減少した。

令和元年度におけるDV等被害者法律相談援助業務の実施件数は、832 件であり、平成 30 年度に比べ 23 件増加した。また、DV等被害者法律相談援助弁護士の人数は 1,953 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 71 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料 24】令和元年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 40】令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

【資料 41】地方事務所における問合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）

【資料 42】令和元年度地方事務所に対応した問合せ内容（犯罪被害者支援業務）

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 5,440 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 190 名増加した。

また、令和元年度における被害者参加人からの選定請求件数は 595 件となり、平成 30 年度に比べ 40 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 49】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

令和元年度における被害者参加人の旅費等請求件数は2,818件であり、支給額は1,928万2,333円であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料57】令和元年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

令和元年度において、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類を行った。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

① 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターは身元判明者への弁護士による法的援助に関する業務を受託している。

なお、令和2年3月31日をもって受託を終了することとした。

② 件数

令和元年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は1件であったが、新規の申込みはなかった。

【資料25】令和元年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

① 業務内容

業務内容は、(i)刑事被疑者弁護援助、(ii)少年保護事件付添援助、(iii)犯罪被害者法律援助、(iv)難民認定に関する法律援助、(v)外国人に対する法律援助、(vi)子どもに対する法律援助、(vii)精神障がい者に対する法律援助、(viii)心神喪失者等医療観察法法律援助、(ix)高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

② 件数

令和元年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は12,374件（平成30年度比2,784件減）であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料25】令和元年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 令和元年度における業務実績

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。

利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

1 総論

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められていることから、令和元年度においても、法的支援の実施体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を取りながら、利用者が利用しやすい法律サービスの提供に努めた。

2 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長、理事及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てた。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の応対に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、３級昇格者研修等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロールプレイやグループ討議等を行い、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

3 顧問会議の開催状況

令和２年２月２５日に第１８回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

令和元年度における業務実績（概況）及び災害対応について報告した。

また、外国人に対する取組や児童虐待に関する取組について、意見交換を行った。

（注） 顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井 卓爾	東京商工会議所特別顧問
片山 善博	早稲田大学公共経営大学院教授
高木 剛	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
津島 雄二	弁護士
中山 弘子	元新宿区長
長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
坂東真理子	昭和女子大学理事長・総長
村木 厚子	元厚生労働事務次官

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料 6】 法テラス運営理念

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別調 書No.
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項						
1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	B	B			1-1
2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上【難易度：高】	C	C			1-2
3	一般契約弁護士・司法書士の確保	B	B			1-3
4	事務所の存置等【重要度・難易度：高】	B	B			1-4
5	関係機関等との連携強化	B	C			1-5
Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
6	適切な情報提供の実施	A	A			2-6
7	法教育事業	A	A			2-7
8	民事法律扶助業務【重要度：高】	A	B			2-8
9	国選弁護等関連業務	A	A			2-9
10	司法過疎対策業務	B	B			2-10
11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施【重要度：高】	B	B			2-11
12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	B	B			2-12
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項						
13	一般管理費及び事業費の効率化【重要度：高】	B	B			3-13
14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	A	B			3-14
15	民事法律扶助業務	B	B			3-15
16	国選弁護等関連業務	B	B			3-16
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項						
17	自己収入の獲得等【難易度：高】	B	B			4-17
18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・難易度：高】	A	A			4-18
19	財務内容の公表	B	B			4-19
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項						
20	業務運営の体制維持	B	B			5-20
21	内部統制の確実な実施	B	B			5-21
22	情報セキュリティ対策【重要度：高】	B	B			5-22
23	業務内容の周知を図る取組の充実【重要度：高】	B	B			5-23
24	報酬・費用の立替・算定基準	B	B			5-24

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修 (実施人数)	(参考指標)	—	171人	131人			(参考情報) 平成29年度：221人 総常勤職員数（常勤弁護士を除く。）：734人 (令和2年3月31日現在)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の変動についての的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。 職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。
中期計画	I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 (ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。
年度計画	I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 (ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。 また、上記研修の実施に当たっては、視聴覚教材の配付等の効率的な方法についても検討・実施する。

主な評価指標	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 採用	評価に至った理由		評価に至った理由	
- 多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施 - 面接の実施に際しては、本部局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任といった幅広い役職の者を面接員に選任するとともに、地方事務所から事務局長及び課長等も面接員に選任することで、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断 - 卒業後5年間（厚生労働省告示では卒業後3年間）を新卒採用の対象者とする運用を継続し、320名から選考した23名を採用 - さらに、新卒採用（二次募集）及び中途採用試験も実施し、358名から選考した12名を採用 - 有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を登用するため、地方事務所長の推薦があった有期契約職員7名から選考した3名を登用 - 令和2年度の採用試験（筆記試験）にWeb試験の導入を決定 - 中途退職した元常勤職員を、一定の要件のもとで再採用する「ジョブリターン制度」を導入し、1名を再採用	【採用・配置】 平成30年度に引き続き、中途採用試験等を実施し、多くの受験者の中からの採用選考を行い、的確な採用を行った。また、女性活躍とワークライフバランス推進のため、育児、介護、配偶者の転勤及びその他の理由により中途退職した元常勤職員を再採用する「ジョブリターン制度」を導入し、同制度に基づく再採用を行った。 一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行った。			
2 配置	令和2年4月期の広範な人事異動（144名）の実施に向け、以下の点を考慮 - 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等 - 業務の平準化及び事務手続の合理化 - 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上		【研修等】 一般職員の能力向上のため、研修要綱に沿って、階層別研修を着実に実施した。特に新規採用者の育成に重点を置き、座学だけでなくロールプレイを多く取り入れ、研修期間も従来の1週間から合宿研修を含んだ2週間に延長した。 新規採用者研修、ブラッシュアップ研修、3級昇格者研修、マネジメント基礎研修において、それぞれ専門知識を有する外部講師を招くなど、各種研修方法を工夫した。	
3 研修等	平成27年度に策定した研修要綱に沿って階層別研修を通年で実施し、新規採用者研修においては接遇・ビジネスマナーについて、考課者研修においては人事考課における必要な知識や技法等について、それぞれ専門知識を有する外部講師による講義を行った。			

(1) 階層別研修 以下の研修を実施し、延べ131名が受講した。 ア 新規採用者研修 イ ステップアップ研修：採用後3、4年目の職員を対象 ウ ブラッシュアップ研修：採用後7年目の職員を対象 エ 3級昇格者研修：3級昇格者（地方事務所係長又は本部主任クラス）を対象 オ マネジメント基礎研修：4級昇格者を対象 カ 考課者研修：地方事務所事務局長等を対象 ・イウオにおいて、司法ソーシャルワークの講義を実施 (2) OJT 「OJTハンドブック」の改訂を行い、それに基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。 (3) メンター制度の導入 メンター制度を取り入れ、新規採用者のサポート体制の構築を行った。 (4) DVD研修 法律事務所事務職員向けに、日本弁護士連合会の事務職員能力認定制度に基づく研修会のDVD教材を本部に備え付け、当該DVD教材を貸し出して研修を実施した。 (5) 中核を担う人材の育成 以下の外部研修に職員を派遣した。 ア 東京都職員研修：職員3名 イ 人事行政研究所研修：職員5名 ウ 財務省統計研究研修：職員3名 エ 明治学院大学のファシリテーションの講義：職員2名（3日間） オ 国家公務員等研修会（後期）：職員1名	また、職員の育成を図るため、「OJTハンドブック」を改訂し、職場の上司・先輩等が、新規採用者に対し、仕事に必要な知識やノウハウ等を計画的・継続的に伝える取組を行い、効果的なOJTの実施に取り組んだ。 上司以外の先輩職員が、新規採用者の悩みの相談にのり、解決のサポートを行うメンター制度を取り入れ、精神面でのサポートも行った。 職員のファシリテーション能力向上、統計分析能力向上等を期待して、平成30年度に引き続き、外部研修への参加を促し、支援センターの中核となる職務を担う人材の育成を図った。 以上から、所期の目標を達成したものとする。	
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上		
当該項目の重要度、 困難度	【難易度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
常勤弁護士1人当 たりの事件処理件 数	前年度比3%増加	総件数：39件 扶助件数：23件 国選件数：12件 有償件数：3件	43件(10.2% 増) 26件 13件 3件	34件(20.9% 減) 19件 11件 3件			(参考情報) 平成29年度：常勤弁護士数215名、総計8,456件、扶助5,111件、国選2,606件、有償739件。 平成30年度：常勤弁護士数198名、総計8,618件、扶助5,182件、国選2,645件、有償791件。 平成31／令和元年度：常勤弁護士数201名、総計6,952件、扶助3,847件、国選2,328件、有償777件 ※常勤弁護士数には、養成常勤弁護士等を含む。 ※左記扶助件数・国選件数・有償件数については、小数点以下を切り捨てたため、合計と総件数は一致しない。 ※扶助件数・国選件数について根拠資料を見直したため、基準値を含めた数値は平成30年度の業務実績報告書と一致しない。	
(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム) 退職者数 期末総数	18名 (18名) 35名 215名	15名 (14名) 34名 198名	25名 (23名) 24名 201名			※ 期末総数は、3月末日時点の人数である。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。 常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。 【指標】 ・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。
中期計画	I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。 (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。 (ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。 (エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。
年度計画	I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保するため、説明会等を通じ、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できること等を積極的に周知するとともに、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人広告等も行う。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。 (イ) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施できる体制となるよう、常勤弁護士の配置人数の適正化を図るため、平成30年度に引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人数の変更・調整を行う。さらに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。また、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域につ

いては、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議の開始を申し入れるなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を進める。

(ウ) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。

また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用し、常勤弁護士の全体的な能力の向上を図り、支援センターの中核になって職務を行う人材を育成する。

主な評価指標	常勤弁護士の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料4、5、31、32、33、36】	評価	C	評価	
1 採用	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 常勤弁護士採用のための就職説明会の開催、採用案内の周知等 ・ 司法修習生、司法試験合格者等に採用案内等を配布 ・ 本部主導の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会を東京と大阪に加え福岡でも開催（合計10回、うち1回は司法研修所近くでの開催（平成30年度は合計8回）） ・ 支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に法曹経験者向けを含む就職情報を常時掲載 ・ 弁護士会、法科大学院、司法試験予備校等主催の就職説明会に参加し、業務説明を行い、採用案内等を告知（弁護士会は合計8回、法科大学院は合計4回、司法試験予備校等は合計3回） (2) 常勤弁護士への関心を高めるためのエクスターンシップの受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催等 ・ 本部主導の全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れ 各地の法律事務所において全国11か所の法科大学院生を受入れ（合計22名（平成30年度は合計20名）） ・ 本部主導の法科大学院生を対象とした説明会の開催（合計16か所（平成30年度は合計19か所、29年度は合計20か所）） ・ 司法研修所の選択型実務修習企画への参加 各地の地方事務所、支部及び地域事務所において司法修習生を受入れ（合計96名） ・ 大学や法科大学院への出張講義の募集を行い、常勤弁護士を講義へ派遣（合計11回） ・ 大学生、高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務を説明（合計7回） (3) 広報の強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上 ・ 法曹実務経験者向け採用募集ポスターを作成し、全地方事務所及び支部に配布	1 常勤弁護士の採用及び配置人数の増加 常勤弁護士の採用及び配置人数に関し、学生に向けた常勤弁護士の魅力等の周知活動を継続しつつ、司法修習生に向けた就職説明会の実施を増やすなどしたことで、十分な資質の認められる25名（前年度比10名増）の採用に至った。また、退職者数も24名（前年度比10名減）に留まったため、常勤弁護士の配置人数は平成26年度以来の増加となった。 2 兵庫地方事務所への新規配置 常勤弁護士の配置人数の適正化を図るための取組を継続しながら、常勤弁護士の配置の必要性について継続的な取組を続けてきた結果、令和2年度中には、これまで未配置であった兵庫地方事務所に法律事務所を開設し、常勤弁護士を配置できる見通しとなり、準備に着手した。 3 能力の向上 常勤弁護士の能力向上のために各種の研修を実施するとともに、赴任1年目及び1人事務所に赴任する常勤弁護			

・ 一般市民向けに常勤弁護士を周知するポスターを作成し、法科大学院や全地方事務所及び支部に配布 ・ 常勤弁護士採用パンフレットの全面改訂 ・ 支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の更新 ・ 支援センター公式ツイッターによる採用イベントの告知 ・ 「スタッフ弁護士フェイスブックページ」に随時、記事を投稿し、記事の投稿について上記公式ツイッターにより告知 ・ 上記サイト及びフェイスブックページの案内チラシを作成、説明会等で配布 (4) 総合評価のための面接の実施 日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター要員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質に着目した採用面接を実施 (5) 内定者へのフォロー体制整備 ・ 養成中の常勤弁護士による「養成スタ弁日記」を内定者にメール送信 ・ フォロー担当の常勤弁護士を選定 ・ 全国各ブロックで内定者交流会を開催（合計4か所） (6) 新規採用者の確保 以上の取組により、63名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な25名を新規採用 司法修習修了直後の者：23名 法曹経験者：2名 2 配置 (1) 常勤弁護士の配置 ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証 ・ 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証 ・ 地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施 ・ 必要に応じて幹部らも各地へ赴き、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部からヒアリング ・ 民事法律扶助事件数や国選弁護事件数、平成30年度までに検討した常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討	士に対するフォローアップも充実させた。 また、大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備についても引き続き検討し、常勤弁護士は令和元年台風第19号の被災地にてサービス提供者を担った。 4 事件処理件数の減少 令和元年度の常勤弁護士の事件処理件数は、大きく減少している。その理由としては、従前は、新規受任に加え、別の常勤弁護士からの引継ぎ事件も件数としてカウントしてきたが、業務統合管理システムの変更に伴い、引継ぎ事件は件数としてカウントしなくなったこと、事件を多く受任していた世代が退職期を迎えたことなどが考えられる。 5 評定 以上のとおり、年度計画に定めた常勤弁護士の採用、配置等の項目において、過去の実績を上回る成果を上げたが、上記4項の理由により評価対象となる指標に大きな不足が生じたことは否定できないため、評定はCとした。	
--	---	--

・ 以上の検討の上で、未配置であった兵庫地方事務所に令和2年度中に常勤弁護士を配置する予定 イ 配置人数等 令和元年度末時点における配置人数：201名 平成30年度末比：3名増 ウ 事務所ごとの配置人数の検討 前記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な常勤弁護士の配置を継続しており、適正な配置人数については検討を続けている。 (2) 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等 ・ 常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析 ・ 事件の平均単価及び費用に係るデータを収集 ・ 以上で把握・収集した情報やデータを基に事務所ごとの収支を試算 (3) 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備 ・ 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備の方策を検討 ・ 令和元年台風第19号において、各地で被災者法律相談援助利用の担い手となった 3 研修 以下のとおり、合計20回の業務研修を実施した。 (1) 実践的な研修等の実施 ア 養成中の常勤弁護士に対する研修 ① 新任業務研修：新たに採用した常勤弁護士に対し、支援センターの各業務の解説、留意すべき事項についての講義を行うほか、利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためのビジネスマナーや傾聴スキルを習得させる研修 ② 定期業務研修：刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした書面起案やロールプレイングなどの演習を行う研修 ③ 赴任前業務研修：支援センターの法律事務所への赴任にあたり、各業務の解説、業務実施及び事務所運営に当たって留意すべき事項を再確認する研修。令和元年度は成年後見業務に関する講義も実施した イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修 ① 民事業務研修：労働事件に関し、現職の裁判官及び第一人者の弁護士を外		
---	--	--

部講師として迎え、事例検討を行う研修 ② パーソナリティ障害対応研修：心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者等への対応について、精神科医・臨床心理士の講義のほか、模擬法律相談のロールプレイによる実践的な研修 ③ 実務トレーニー・実務トレーナー研修：司法ソーシャルワークの取組の経験・実績を有する常勤弁護士の下で、取組に意欲がある常勤弁護士がそのノウハウを習得することを目的とした実地研修 ウ 裁判員裁判に関する研修 ① 裁判員裁判事例研究研修：常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判を基に、主張の在り方等を議論する研修 ② 裁判員裁判専門研修：裁判員裁判を多く取り扱う常勤弁護士を対象とし、少人数で行う専門的な研修 エ その他の研修等 ① ブロック別研修：全国を9つのブロックに分けて、常勤弁護士が自主的に企画・実施する研修 ② 全国経験交流会：全国各地に赴任中の常勤弁護士が相互に活動を報告し経験の交流を図るもの ③ 考課者研修：常勤弁護士に採用されてから10年を経過した者について、管理職としての役割認識とマネジメント・目標管理における基本を学ばせるもの（人事課主催マネジメント研修の一部に参加） (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用 ア 前記(1)ア～ウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施 イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関する指導・助言を実施 ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している個別の民事・家事・労働事件等に関する指導・助言を実施 エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が個別の事件で起案した書面の添削・講評を実施 オ 常勤弁護士業務支援室による、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップ（電話かけプログラム）を実施 カ 必要に応じて赴任1年目の常勤弁護士の法律事務所を訪問しての支援を実施		
---	--	--

(3) 常勤弁護士の外部派遣研修 法務省研修（大臣官房司法法制部）：１名（９か月間）		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	一般契約弁護士・司法書士の確保		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
民事法律扶助契約 弁護士数	(参考指標)	—	23,371人	23,740人			(参考情報) 平成29年度：22,346人	
民事法律扶助契約 司法書士数	(参考指標)	—	7,440人	7,453人			(参考情報) 平成29年度：7,294人	
国選弁護士契約弁 護士数	(参考指標)	—	29,297人	30,160人			(参考情報) 平成29年度：28,585人	
国選付添人契約弁 護士数	(参考指標)	—	15,177人	15,501人			(参考情報) 平成29年度：14,867人	
被害者参加弁護士 契約弁護士数	(参考指標)	—	5,250人	5,440人			(参考情報) 平成29年度：5,038人	
DV等被害者法律 相談援助契約弁 護士数	(参考指標)	—	1,882人	1,953人			(参考情報) 平成29年度：1,716人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
中期計画	I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
年度計画	I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。

主な評価指標	一般契約弁護士・司法書士の確保			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料17、18、20、21、35、48、49】		評価	B	評価
1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保 令和2年2月に講習会「使える！民事法律扶助制度～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務（特定援助対象者法律相談援助を含む。）及び震災法律援助業務の周知並びに利用の促進を図った。47地方事務所において、弁護士会・司法書士会と連携しつつ、支援センターの業務に関する説明会や協議会を実施し、未開催の地方事務所においても、地方協議会の開催などを通じて、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を実施した。 →扶助契約弁護士の契約者数：令和2年4月1日時点 23,740名 （平成31年4月4日時点から369名増加） 扶助契約司法書士の契約者数：令和2年4月1日時点 7,453名 （平成31年4月4日時点から13名増加）		評価に至った理由		評価に至った理由
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保 全地方事務所において、国選弁護等関連業務の周知のための説明会や協議会（弁護士会との共催を含む。）を開催し、国選弁護等関連業務周知のための説明資料の配布を行うなどして、国選弁護等関連業務に関する制度周知を行った。 →国選弁護人契約弁護士の契約者数：令和2年4月1日時点 30,160名 （平成31年4月1日時点から863名増加） 国選付添人契約弁護士の契約者数：令和2年4月1日時点 15,501名 （平成31年4月1日時点から324名増加）		本部及び全地方事務所において、日本弁護士連合会、弁護士会などの関係機関と連携しつつ説明会や協議会・意見交換を実施し、説明資料を配布するなどして、一般契約弁護士・司法書士の確保を図った結果、扶助契約弁護士、扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士、DV等被害者援助弁護士の契約者数がいずれも平成30年度より増加した。 また、地方事務所において民事法律扶助業務に関する講習会を実施したほか、説明会や協議会を複数回にわたり実施し、国選弁護等関連業務や犯罪被害者支援業務に関しても、研修、説明会及び、協議会を実施し、説明資料を配布するなどして、各制度を周知し、理解を求めることで、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図った。 以上から、所期の目標を達成したものとする。		
3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者法律相談援助契約弁護士の確保 (1) 日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を実施した。地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、制度周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。 →被害者参加弁護士契約弁護士の契約者数：令和2年4月1日時点 5,440名 （平成31年4月1日時点から190名増加）				

うち女性弁護士の契約者数：令和２年４月１日時点 1,239名 (平成31年４月１日時点から60名増加) (2) 日本弁護士連合会との協議の場で、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員、子どもの権利委員会委員に対し、ＤＶ等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、ＤＶ等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。地方事務所においても、説明会や協議会を通じて制度周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。 →ＤＶ等被害者法律相談援助契約弁護士数：令和２年４月１日現在1,953名 (平成31年４月１日時点から71名増加) うち女性弁護士の契約者数：令和２年４月１日現在687名 (平成31年４月１日時点から24名増加) 4 サービスの質の向上 (1) 民事法律扶助業務 上記１の講習会や説明会、協議会において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対する理解を求めることで弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。 (2) 国選弁護等関連業務 ア 研修、協議会、説明会等の実施 52の地方事務所（支部を含む。）において、延べ169回、刑事弁護に関連した研修、協議会、説明会等を実施した（弁護士会等との共催を含む。）。その内容は、新規登録弁護士対象の国選弁護・付添制度の研修や裁判員裁判の受任に関する説明会、大型連休を含む休日国選業務に関する協議会などであった。 イ 報酬請求に関する規程等の周知 契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるため、全地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対して、改訂後の報告書様式のホームページ掲載箇所の案内、「国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明」の配布、接見資料の提出に関する留意点を記載した文書を配布する等周知を行った。 (3) 犯罪被害者支援業務		
--	--	--

全地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度及びDV等被害者法律相談援助並びにこれらの制度に関連する法律業務につき以下の取組を実施した。また、説明会や協議会の開催に至らなかった地方事務所においても、弁護士会執行部、弁護士会内の犯罪被害者支援委員会委員等との情報共有、意見交換の実施や説明資料の配布を行った。 ① 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加 ② 地方事務所主催の説明会、協議会等の実施 ③ 地方事務所・弁護士会共催による研修、説明会、協議会等の実施		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	事務所の存置等		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
出張所数	(参考指標)	—	10か所	10か所			(参考情報) うち7か所が被災地出張所 平成29年度：11か所（うち7か所が被災地出張所）	
扶助・国選対応地域事務所数	(参考指標)	—	4か所	3か所			(参考情報) 平成29年度：4か所	
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	35か所	34か所			(参考情報) 平成29年度：35か所	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(3) 事務所の存置等 事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法過疎地域事務所については、以下の見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。 ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方を見直しを進める。 ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。
中期計画	I・2(3) 事務所の存置等 事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方を見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。 なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

年度計画	I・2(3) 事務所の存置等 事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行う。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえながら、必要な見直しに向けた関係機関との調整を行う。 イ 扶助・国選対応地域事務所 扶助・国選対応地域事務所を設置した地域における一般契約弁護士の増加状況や、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、常勤弁護士の業務量や事務所の維持コスト等を踏まえつつ、その存廃について検討する。 ウ 司法過疎地域事務所 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域については、実働弁護士数だけでなく、当該地域の実働弁護士1人当たりの人口、法律事務取扱業務量、一般契約弁護士による民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、更には当該地域に設置された司法過疎地域事務所における業務量や採算性等を踏まえ、その存廃について検討する。 また、設置に際しては、設定済みの設置基準を基に、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望について本部でその必要性を検討し、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取して最終決定するとともに、その検討過程を明らかにする。
------	---

主な評価指標	事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料5】	評価	B	評価	
1 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、出張所の業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析し、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行った。また、被災地出張所については、設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を進めた。	評価に至った理由		評価に至った理由	
2 扶助・国選対応地域事務所 扶助・国選対応地域事務所の設置基準を踏まえ設置可能性のある地域について、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性及び既存の事務所の統廃合等といった要素も含めて、本部で総合勘案した結果、令和元年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。	出張所については、業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を行った。 扶助・国選対応地域事務所と司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で、本部で諸要素を総合勘案した結果、新規設置や統廃合は行わなかった。司法過疎地域事務所については、新規設置すべき地域を検討し関係機関との意見交換を行った。 常勤弁護士の配置人数については、司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づき、業務量に応じた必要な人数を配置できるように見直し、これに応じた配置を進めている。 以上から、所期の目標を達成したと考える。			
3 司法過疎地域事務所 (1) 設置・存置等についての検討 司法過疎地域事務所の設置基準を踏まえ設置可能性のある地域について、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性及び既存の事務所の統廃合等といった要素も含めて、本部で総合勘案した結果、令和元年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。 全国の自治体ごとの人口、弁護士数、民事法律扶助の援助件数等を踏まえ、令和2年度以降に新規設置すべき地域の検討に着手し、関係機関との意見交換を行った。				
(2) 常勤弁護士の配置人数についての検討 司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づき、業務量に応じた必要な人数の常勤弁護士を配置できるよう、司法過疎地域事務所ごとの配置人数を見直した結果を踏まえ、これに応じた配置を進めた。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	関係機関等との連携強化		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
各地方事務所において地方協議会を 毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	49地方事務所			(参考情報) 平成30年度の合計回数：94回 平成31／令和元年度の合計回数：75回	
地方公共団体、福祉機関・団体への 業務説明を年度計画で定めた回数実施する	1,000回以上	1,000回以上	1,013回	716回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・3 関係機関等との連携強化 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、関係機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により、関係機関等との連携強化を図る。 【指標】 ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。
中期計画	I・3 関係機関等との連携強化 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。
年度計画	I・3 関係機関等との連携強化 (1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。 (2) 各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知する。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫し、特に議題については、改正総合法律支援法に基づく法的援助等の更なる周知・運用方法の改善や、自然災害対応など、支援センターにおける新たな業務や昨今の問題を踏まえたものとする。また、参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。 加えて、各地方事務所において、関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を実施し、特に、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説明については、全国で1,000回以上実施する。

主な評価指標		関係機関等との連携強化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料37、38、39】		評価	C	評価	
1 関係機関連絡協議会の開催		評価に至った理由		評価に至った理由	
本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した（1回開催※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年3月に予定していた2回目は中止した。）。		本部において、1回の関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所等に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針について協議した。 49地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、その回数は合計75回に及んだ。1地方事務所において地方協議会を開催することができなかった要因は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年3月に予定していた地方協議会を中止したためである。地方協議会の開催に当たっては、高齢者・障がい者対策及び特定援助対象者法律相談援助に重点を置くとともに、DV、自然災害など昨今の問題を踏まえた議題とするなど工夫し、制度説明以外にも各業務の活用事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。 また、各地の取組については支援センターのグループウェアに掲載して、参考となる事例を全国の地方事務所にも共有した。			
2 地方協議会の開催					
(1) 開催状況					
全国の49地方事務所において合計75回開催した。					
(2) 開催に当たり工夫した点等					
地方協議会の開催に当たっては、特定援助対象者法律相談援助の更なる利用促進を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼びかけた。協議会のテーマは、高齢者・障害者対策について（46回）、特定援助対象者法律相談援助について（45回）、DV等被害者法律相談援助について（19回）、自然災害対応について（8回）、外国人対応について（6回）など支援センターにおける新たな業務や昨今の問題を踏まえた協議会を開催した。 また、開催に当たっては、常勤弁護士が実際に担当したケースを素材として紹介し、参加者の意見交換が活発に行われるよう工夫をするとともに、具体的な利用方法や連携方法について周知した。					
(3) 参考となる取組・事例の共有					
これらの各地の取組・事例については、支援センター内のグループウェアに掲載し、参考となる事例を全国で共有した。					
3 関係機関・団体に対する業務説明について					
関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を全国で972回実施した。そのうち、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説明は716回実施した。					
なお、令和元年台風第19号の被災者に対する被災者法律相談援助に関しては、被					

災各県の地方事務所において、地方公共団体、弁護士会等の関係機関からの問合せに対する制度説明や協議等を随時行ったほか、地方協議会の場や、地方自治体や関係機関主催のイベントにおいて被災者法律相談援助の周知を行ったり、地方自治体を訪問してチラシの配布を依頼するなど、これまでの連携を生かして迅速な被災者支援を行った。	者法律相談援助については、これまでの関係機関・団体との連携を生かした迅速な支援を行った。 地方協議会や関係機関・団体に対する業務説明の実施回数が減少した要因として、被疑者国選の拡大等による業務の増加と新システム導入への対応が必要であった事に加え、新型コロナウイルスの感染拡大のため会議や説明会の自粛による影響があるものと考えられる。	
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－6	適切な情報提供の実施		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者満足度調査 における評価	5段階評価で平均 4以上の評価の維持	4	4.4	4.4			(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
コールセンターの 対応件数	(参考指標)	－	362,709件	395,100件			(参考情報) 平成29年度：339,344件
多言語対応件数	(参考指標)	－	3,949件	4,725件			(参考情報) 平成29年度：3,163件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(1) 適切な情報提供の実施 利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。 情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。 また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。 【指標】 ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	Ⅱ・1(1) 適切な情報提供の実施 ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。 イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。 ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。
年度計画	Ⅱ・1(1) 適切な情報提供の実施 ア ホームページ等を活用した情報提供や、増加する外国人利用者に対応するための多言語情報提供サービスの充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。 イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。 ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。 エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。

主な評価指標		情報提供業務の質の向上に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価						日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績				自己評価		評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料46】				評価	A		評価	
支援センターの情報提供業務は、コールセンターと地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。令和元年度のコールセンターの対応件数は、395,100件であり、前年度より32,391件増加した。また、地方事務所の対応件数は200,333件であり、前年度より5,936件減少した。				評価に至った理由		評価に至った理由		
1 利用者の多様なニーズへの対応				利用者の多様なニーズに対応するため、FAQの文言・構成の見直しを継続した。また、社会情勢の変化に対応した情報や、関係機関の情報を入手するなどし、FAQや関係機関のデータベースを、随時、追加修正するなどした。特に、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症への対応ではQ&Aの作成と情報提供を行うとともに、令和元年台風第19号の被災者に対しては被災者専用フリーダイヤルによる対応体制の整備等を速やかに行い、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。				
(1) 災害や新型コロナウイルス感染症に関する取組								
令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページ上に特設ページを開設し、Q&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行うとともに、令和元年台風第19号の被災者に対しては被災者専用フリーダイヤルによる対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。								
(2) 外国人のニーズへの対応								
外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスが「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一つであることから、対応言語を追加した（ネパール語及びタイ語）。 ・ 多言語対応件数 4,725件（平成30年度：3,949件）								
(3) FAQの追加更新・活用				多言語情報提供サービスについては、改正入管法の施行に伴い来日する外国人が増加することが予想されるため、対応言語数を増やし、外国人のニーズ拡大に適切に対応した。		情報提供担当者に対して、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、民法改正等に対応して作成したFAQを配布して研修を実施した。さらに、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コ		
FAQをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。								
・ データベース上のFAQの継続的な随時更新及び件数増加								
・ 「よく利用されるFAQ」1,143件をホームページ上で継続公開								
・ 令和元年台風第15号、令和元年台風第19号の災害の発生を受け、FAQを基に新たな被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載。また、被災地の現状に鑑み、リーフレットを作成し、被災自治体に配布								
・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、FAQや関係省庁の対応を基に新たに新型コロナウイルス感染症の影響による法的トラブルについてのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載								
→ 令和元年台風第15号Q&Aページ閲覧人数：5,442人								

→ 令和元年台風第19号Q&Aページ閲覧人数：6,473人 → 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数：1,146人（令和2年3月27日から掲載。令和2年3月31日までの閲覧人数。） - 令和元年度は労働に関するFAQ、民法改正に関するFAQについて、業務経験の少ない職員でも適切なFAQを選択できるようFAQの見直しや、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しを継続 ＜令和元年度FAQ更新等件数＞ 新規投入件数：21件 更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：193件 （なお、これらを含むFAQ登録総件数：5,065件（うち震災関連592件）） (4) 関係機関データベースの更新・追加 データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。 - 関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 - 関係機関と連携し、データベースの情報を一括収集するなど追加更新方法を見直し、「年金事務所」、「職業安定所（ハローワーク）」及び「公益社団法人家庭問題情報センター」について統一的な整備を実施 「相談窓口検索」のホームページ上での継続公開 ＜令和元年度関係機関データベース更新等件数＞ 新規に追加した関係機関の窓口件数：約270件 データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約1,930件 （なお、これらを含む関係機関登録件数：約22,000件） 2 質の高いサービスの維持・向上 (1) 情報提供担当者のサービスの質の向上 ア 社会福祉士資格等を持った職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を模索する方針から、平成30年度に引き続き全国に社会福祉士資格等を持った職員を配置できるよう採用に努めた。 また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。	ールセンターにおける資力要件確認やコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。 福祉等関係機関の支援を受けている人で、法的トラブルを抱えている人を弁護士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、4か所の地方事務所・支部において生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関に取次ぐなどの連携モデルを構築し、双方向の連携による取組の試行結果を全国の地方事務所に共有するとともに、面談によるきめ細やかな情報提供の効果的な方法を検討した。 利用者満足度調査では、コールセンターにおけるアンケートで4.7、地方事務所におけるアンケートで4.5といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。また、外国語話者に対するアンケートでは、平成30年度に引き続き3段階評価で2.9という高水準を達成した。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考えている。	
--	---	--

イ 相談分野別研修資料の活用等 F A Q ・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。 ウ 法改正等への対応 コールセンターでは、ギャンブル依存症対策基本法の制定、民法改正等に伴い、F A Qが作成・更新されたため、これを迅速にオペレーターの研修に利用して周知を図った。 (2) 最適な支援への橋渡し 利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの実施、話中転送（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）等をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。 ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 ： 64地方事務所・支部・出張所（被災地出張所を除く）全て （平成30年度64地方事務所・支部・出張所） ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス件数 ： 15,496件（平成30年度51,061件） ・ 話中転送及び無応答転送対象事務所数 ： 56地方事務所・支部・出張所 （平成30年度53地方事務所・支部・出張所） ・ 話中転送及び無応答転送件数： 80,604件（平成30年度50,807件） ・ 内線転送件数： 14,653件（平成30年度19,161件） ・ メールによる情報提供件数： 49,477件（平成30年度： 40,559件） 3 地方事務所の特性をいかした取組 福祉等関係機関の支援を受けている人で、法的トラブルを抱えている人を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、4か所（長野、阪神、滋賀、青森）の地方事務所・支部で法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利		
--	--	--

用者を自立相談支援機関や地域包括支援センターなどの福祉機関に取次ぐ取組の試行を継続した。 4 か所の事務所における取次件数：52件（平成30年度：55件） また、上記4事務所の取組方法を全国の地方事務所に共有するとともに、地方事務所の特性である面談によるきめ細やかな情報提供を効果的に実施する方法についても10か所（神奈川、長野、新潟、阪神、滋賀、富山、鳥取、宮城、函館、香川）の地方事務所・支部において試行的に実施した。 4 アンケート調査の実施 利用者満足度調査の結果、平均で4.4 の評価を獲得した。 (1) ホームページにおけるアンケート （満足度：5段階評価） 3.9（平成30年度：4.3） 対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者 調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート 調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況 (2) コールセンターにおけるアンケート （満足度：5段階評価） 4.7（平成30年度：4.8） 対象者：コールセンター利用者 調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施 調査内容：オペレーターの対応についての満足度 (3) 地方事務所等におけるアンケート （満足度：5段階評価） 4.5（平成30年度：4.4） 対象者：面談による情報提供を受けた利用者 調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度 (4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート （満足度：3段階評価） 2.9（平成30年度：2.9）		
--	--	--

対象者：多言語情報提供サービスを利用した中国語、ベトナム語、及びタガログ語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者 調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－7	法教育事業		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般市民向け法教育企画について、 年度計画で定めた 回数実施する	100回以上	100回	148回	135回				
一般市民向け法教育企画への参加人数を 前年度同水準とする	4,000人以上	4,000人	6,828人	7,956名				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(2) 法教育事業 法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。 【指標】 ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。 ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。
中期計画	Ⅱ・1(2) 法教育事業 法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。
年度計画	Ⅱ・1(2) 法教育事業 支援センターが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内容や方法に関する計画を策定する。特に平成31年度は、若年層を意識し、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施する。その上で、全国で一般市民向け法教育企画を合計100回以上開催し、延べ4,000名以上の参加者を確保できるよう努める。

主な評価指標		法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価						日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績				自己評価		評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料47】				評定	A		評定	
1 具体的な取組内容や方法に関する計画の策定				評定に至った理由		評定に至った理由		
平成30年度と同様、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組を支援センターが取り組むべき法教育事業と位置付けた。 法教育事業における具体的な取組は、平成30年度と同様、一般市民向けのシンポジウム、イベント、講演、講座等の実施としたが、特に令和元年度は若年層を意識し、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施する計画とした。シンポジウム、イベント、講演等は地方事務所が中心となり、学校教育向けの取組や矯正施設等での講話等は常勤弁護士が中心となることで各地の実情に応じていくという計画を策定した。 本部においては、法教育事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有に重点的に取り組むことも計画した。				法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援センターの法教育事業は、主に一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置づけ、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。 全地方事務所において、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど各地において趣向を凝らしながら、一般市民向け講演会等を多数回実施し、支援センターの法教育事業の充実を図った。 これらの取組により、令和元年度の一般市民向け法教育企画における実施回数は135回で、前年度よりは下回っているものの、目標回数を相当数上回っている。また、参加人数は7,956人となり、目標となる基準値の2倍近い数値となった。				
2 法教育事業の取組								
(1) 法教育事業の実施状況								
全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した（合計135回。参加人数7,956人）。実施に際しては、一般市民に向けて開かれた企画とするなど各地において趣向を凝らしながら、法教育事業の充実を図った。 令和元年度に地方事務所が実施した一般市民向けの取組の中で、令和2年度以降も引き続き力を入れて取組んでいきたいものとしては、図書館や大学等との共催による取組である。当該取組は、その殆どが共催先の施設を会場とした企画であり、広報活動についても図書館や大学側の協力を得られることが多く、一定の参加人数を見込むことができる。これらは当センターの課題でもあった若年層を意識した法教育事業として位置付けている。 一方で、超高齢社会の中で、相続や成年後見制度等の法教育の重要性が増していることから、高齢者を対象とする企画についても引き続き行っていく。								

【主な実施例】 (新潟) 名称：相続をきっかけとする空き家問題 実施内容：弁護士による法律講座（離島（佐渡市）での開催） 参加者：一般市民 参加人数：99名 (和歌山) 名称：終活のススメⅢ 実施内容：映画上映及び弁護士・司法書士による座談会形式の法的解説 参加者：一般市民 参加人数：320名 (島根) 名称：暮らしに役立つ図書館講座 実施内容：弁護士による講演会（図書館との共催）。全6回のシリーズ。 各回のテーマは「相続」「遺言・エンディングノート」「離婚」「大規模災害」「犯罪被害者支援」「成年後見制度」 参加者：一般市民 参加人数：118名（全6回の合計） (岩手) 名称：法テラス岩手市民公開講座「愛と法」 実施内容：LGBTをテーマとした映画上映と弁護士による講演会 参加者：一般市民 参加人数：181名 (函館) 名称：情報機器の操作・SNSとスマホなどの携帯端末の安全な利用 実施内容：大学の情報科学授業の1コマを用いた法的トラブル解説 参加者：一般市民（大学生） 参加人数：288名 (2) 法教育事業に関するホームページでの情報発信 支援センターのホームページ上に「法と暮らし」ページを新たに設け、法テラ		
---	--	--

スが行う法教育についての説明や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を掲載した。地方事務所が効果的に発信できるよう、統一フォーマットを作成・周知し、今までは地方事務所の各ページに掲載していた法教育イベント情報を、同ページに集約して掲載できるように改善した。 (3) 法教育実施事例集の作成と共有 法教育事業に関する計画に従い、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所が平成30年度に実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」の最新版を本部で作成し、地方事務所に共有した。今後も最新の事例を取りまとめ作成していく予定である。 (4) 法教育教材の共有 地方事務所で実施する一般市民向けの取組に関して、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させるために、本部において平成30年度に作成した「法教育教材」について、地方事務所に共有した。また、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所で実施した講演・講座等の法教育教材の一部を、他の地方事務所に共有した。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－8	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえると、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる	中期目標期間を通じて増加	6,941件	6,941件	6,584件				
連携を契機とした巡回・指定相談場所相談件数	(参考指標)	—	2,468件 ※	2,671件			(参考情報) ※ 前記「福祉機関との連携を契機とした法律相談援助件数」の内数	
連携を契機とした出張相談件数	(参考指標)	—	1,373件 ※	1,357件			(参考情報) 平成29年度：1,131件 ※ 同上	
特定援助対象者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	570件	668件			(参考情報) 平成29年度（1月24日～3月31日）：122件	
平成30年7月豪雨に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	12,905件	5,677件			(参考情報) 平成30年度は平成30年7月14日から平成31年3月末まで	

								令和元年度は平成31年4月1日から令和元年6月27日まで
令和元年台風第19号に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	—	16,285件				(参考情報) 令和元年10月18日から令和2年3月末まで
震災法律援助実施件数	(参考指標)	—	代理：216件 書類：0件 法律相談：54,765件	代理：100件 書類：36件 法律相談：50,944件				(参考情報) 平成29年度：代理：219件 書類：29件 法律相談：53,433件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・2 民事法律扶助業務 福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。 また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。 【指標】 ・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	Ⅱ・2 民事法律扶助業務 (1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。
年度計画	Ⅱ・2 民事法律扶助業務 (1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を通じた法的支援の実施状況を把握し、担い手となる弁護士・司法書士を確保するなどして、実施体制の更なる充実を図る。 また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を周知する。 さらに、地方公共団体、福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定するほか、出張相談を活用するなどし、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会と連携・協議しつつ検討を行い、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実などを図る。 本年6月27日まで実施される平成30年7月豪雨災害の被災者に対する被災者法律相談援助について、引き続き万全を尽くすとともに、新たに自然災害が発生した場合に備えて、同援助等の実施結果を把握する。

主な評価指標	民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 法的支援の実施体制の充実 ア 全国市区町村別の民事法律扶助における人口あたり件数を地図を利用して可視化した「地図で見る民事法律扶助（平成30年度）」を作成し、地域の司法ニーズ分布を把握するための基礎資料を整備した上で、全国4か所の地方事務所（岩手、埼玉、岐阜、香川）をモデル事務所として、①客観的なデータに基づく基礎資料を活用して司法アクセスにおける地域課題を分析し、②その解決策を検討して今後の戦略を策定する法的支援の実施体制（以下「地域戦略」という。）を試行した。 イ 各地の常勤弁護士を対象として地域戦略に関するワークショップを開催（参加人数50名、全5回開催）したほか、常勤職員向け研修として地域戦略に関する講義・グループディスカッションを実施するなどして、組織内でのノウハウ共有を図った。 ウ 日本弁護士会連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、平成29年度に開始した特定援助対象者法律相談援助の実施状況を共有するとともに、担い手となる弁護士・司法書士の確保に努めた。また、利用実績の多い地方事務所へヒアリングを実施し、その結果をもとに利用促進のための方策について協議・検討した。 (2) 地方公共団体、福祉機関・団体への周知 ア 厚生労働省社会・援護局を訪問し、同局が所管する成年後見制度利用促進及び生活困窮者自立支援の各施策において支援センターが果たす役割について具体的事例を交えながら説明するとともに、情報・意見交換を行った。また、全国の常勤弁護士が相互の取組を共有するためのイベント（「スタッフ弁護士全国経験交流会」）に同局の担当者を招き、過疎地域における成年後見制度利用促進の中核機関の設立に常勤弁護士が携わった事例についてプレゼンテーションを行った。 イ 全国社会福祉協議会が国から受託して実施する「生活困窮者自立支援制度人	司法ソーシャルワークを効果的かつ持続的な取組とするために、「地域戦略」の実施体制を整備した。 地域戦略では、地方事務所職員、常勤弁護士がこれまで以上に情報を共有し、協働して取り組むことで、組織内の人材をより効率的に活用することを企図しており、その組織的基盤を整備するために地方事務所職員及び常勤弁護士を対象とした研修やワークショップを行った。 特定援助対象者法律相談援助の利用実績の多い地方事務所へヒアリングを実施し、その結果を踏まえて同援助の利用促進のための方策について、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議・検討し、法的支援の実施体制の充実に努めた。 地方公共団体、福祉機関・団体への制度周知を進めるために、司法ソーシャルワークと関わりの深い成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援の政策を所管している厚生労働省社会・援護局の担当者に具体的な取組事例を説明し、情報・意見交換を行うなどして連携の強化を図った。 以上をはじめとする取組によって、特			

材養成研修」のカリキュラム検討委員及び講師として常勤弁護士を派遣した。 ウ 地方事務所において地方公共団体、福祉機関・団体を訪問し、特定援助対象者法律相談援助をはじめとする支援センターの業務説明のほか、巡回・指定相談場所相談の導入に関する協議を実施した。 (3) 連携を契機とした法律相談援助の実施 ア 連携を契機とした法律相談援助を計6,584件実施した。 イ 前記アの実施件数のうち、巡回・指定相談場所相談によるものは計2,671件であった。また、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体は、前年度より12か所増え、計244か所に達した。 ウ 前記アの実施件数のうち、出張相談は計1,357件であった。そのうち、特定援助対象者法律相談援助は計668件であった。 2 利用者の利便性の向上 (1) 専門相談の実施 ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、17地方事務所（支部・出張所を含む。）（平成30年度18地方事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。 イ 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を取ったほか、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。 ウ 増加する外国人利用者のニーズに応じて、自治体と相談窓口等に関する協議を行い、自治体の外国人相談実施施設を指定相談場所に指定するなどした。 (2) 被災者法律相談援助の実施 平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助が適用され、平成30年度に引き続き対応した結果、適用開始（平成30年7月14日）から令和元年6月27日までの相談実施件数は18,582件となった。 また、令和元年台風第19号にも被災者法律相談援助が適用された。平成30年7月豪雨の時と同様に、日本弁護士連合会・災害発生地の弁護士会・司法書士会と迅速に連携した結果、円滑に実施することができた。適用開始（令和元年10月18	定援助対象者法律相談援助は前年度よりも98件増加したほか、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体は前年度よりも12か所増加したものの、令和元年度における「福祉機関との連携を契機とした相談件数」の総数は前年度よりやや減少した。 その要因として、項目1－5に記載した関係機関への業務説明の実施が前年度を下回ったことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和元年度末にかけて法律相談の利用が控えられたことが考えられる。 弁護士会・司法書士会など関係機関と連携・協力しながら、専門相談の充実を図るとともに、専門相談を標榜するか否かに関わらず、相談内容に配慮した相談運営を行い、利用者の利便性の向上に努めた。 被災者法律相談援助においても、平成30年7月豪雨に継続して対応するとともに、令和元年台風第19号においても、日本弁護士連合会、災害発生地の弁護士会・司法書士会と連携して迅速に援助をスタートさせ、約5か月間で16,289件の相談実績をあげた。 以上のことから、福祉機関との連携を契機とした相談件数は前年度より減少したが、所期の目標はおおむね達成したものと考えられることから、自己評価をBとした。	
--	--	--

日) から令和 2 年 3 月末日までの相談実施件数は16,285件に及んでいる。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－9	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
被疑者国選弁護事 件における24時間 以内の指名通知の 割合を前年度同水 準とする	全地方事務所 ・支部 (61地方事務所)	99.9%	99.9%	99.9%			(参考情報) 平成29年度：99.9%
被疑者国選弁護事 件の受理件数	(参考指標)	—	78,780件	80,145件			(参考情報) 平成29年度：63,839件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・3 国選弁護等関連業務 刑事訴訟法の改正に伴い被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。 裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。 また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。 【指標】 ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。
中期計画	Ⅱ・3 国選弁護等関連業務 (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。 (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。 (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。
年度計画	Ⅱ・3 国選弁護等関連業務 (1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状況及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。 (2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。 (3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

主な評価指標	国選弁護等関連業務に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料29、50】		評価	A	評価
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議 全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状況及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、1回以上、裁判所及び弁護士会等が参加した、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設置した。 延べ回数は492回（平成30年度537回）（個別事件に関する協議含む。）に及んだ。		評価に至った理由		評価に至った理由
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間（指名通知）の目標時間の設定・実施 (1) 目標時間の設定（全地方事務所・支部） 被疑者国選弁護事件：原則数時間以内、遅くとも24時間以内に設定 被告人国選弁護事件：原則24時間以内、遅くとも48時間以内に設定 国選付添事件：原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定 (2) 目標時間の実施状況 全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内の指名通知の実施を達成した。 なお、被疑者国選弁護事件については、平成30年6月1日に対象事件が拡大され、令和元年度において初めて通年で全ての勾留事件が対象となった結果、受理件数は平成29年度比25.5%も増加しているものの、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成31年度は約99.9%と前年度と同様の高い水準の割合を維持することができた。		全地方事務所・支部において、指名通知までの適切な目標時間が設定されており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知に至っている。 特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件が拡大され、事件数が大幅に増加したにもかかわらず、前年度に引き続き約99.9%という極めて高い割合で目標が達成されている。 被疑者国選弁護の対象事件の拡大に伴い、受理件数も過去最高値であるにもかかわらず、指名通知業務が従前の水準を維持できたのは、全地方事務所・支部で実施された裁判所等の関係機関との協議会等を実施した成果と運用の確実な定着によるところが大きい。 さらに、刑事弁護等に関連した研修、協議も全国的に多数回開催し、国選弁護人等契約弁護士への知識付与を行っている。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものとする。		
3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施 52の地方事務所・支部において、刑事弁護に関連した研修、協議会ないし説明会				

の場を設け（弁護士会等との共催含む。）、その延べ回数は169回に及んだ。開催された研修等は、責任能力が問題となる事件の弁護活動に関するもの、捜査段階の弁護活動に特化したもの、裁判員裁判における法廷弁護の技術に関するものなどがあった。 なお、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の協議を行った。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
巡回法律相談件数	(参考指標)	—	1,553件	1,121件			(参考情報) 平成29年度：1,044件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。
中期計画	Ⅱ・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。
年度計画	Ⅱ・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用など、効率的かつ効果的な方策を検討する。

主な評価指標		司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし		評価	B		評価
司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策		評価に至った理由		評価に至った理由	
常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談を継続して実施するとともに、利用者の属性に着目した法的サービスの提供として、福祉機関、弁護士会及び支援センターとの間で結んだ協定に基づく司法過疎地域の福祉施設において開催する生活困窮者向けの巡回法律相談や、精神病院などセンター事務所から物理的に遠いわけではないが法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回法律相談なども、継続して実施した（巡回法律相談件数：平成30年度1,553件、令和元年度1,121件）。 前年度より巡回法律相談件数は減少したが、これは、関係機関・団体と連携し、定期的に巡回法律相談を行っていた母子生活支援施設等を指定相談場所化することによって恒常的に法律相談を実施する場所が増加し、その分巡回相談件数が減少したことも一因となっている（指定相談場所の数：平成30年1月31日時点588か所、令和2年1月31日時点619か所）。 このように、巡回法律相談を活用し、また、関係機関・団体と連携することにより、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。		従前に引き続き、関係機関・団体との協定に基づく巡回法律相談を実施するなどして巡回相談を活用し、また、巡回相談を開催していた関係機関・団体の施設を指定相談場所化して法律相談を実施するなど、関係機関・団体との連携を深め、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したものとする。			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
精通弁護士を前年度以上とする	前年度以上	3,736人	3,723人	3,781人			(参考情報) 平成29年度：3,736人
全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所			(参考情報) 女性の精通弁護士数：896人（平成30年度 868人） 全精通弁護士数：3,781人（平成30年度 3,723人）
DV等被害者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	809件	832件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・5(1) 適切な支援・援助の実施 第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。 弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。 各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。 【指標】 ・精通弁護士数を前年度以上とする。 ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。
中期計画	II・5(1) 適切な支援・援助の実施 ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。 イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。 ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。
年度計画	II・5(1) 適切な支援・援助の実施 ア 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。 イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、改正総合法律支援法施行後の状況を検証しつつDV等被害者に対する法律相談援助を適切に実施することに加え、経済的に余裕のない犯罪被害者が希望した場合には民事法律扶助制度を利用できるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との連携関係の維持・強化を図る。 ウ 弁護士会等の関係機関と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努め、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事務所複数名確保する。

主な評価指標		犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			
業務実績		自己評価	
業務実績等報告書（資料編）：【資料34】		評定	B
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上		評定に至った理由	
(1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取		犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体との連携の維持・強化を図り、犯罪被害者等からのニーズを把握する取組や職員研修を実施した。	
・ 地方事務所において、合計1,556の関係機関・団体を通じて聴取した意見・要望から犯罪被害者等のニーズを把握し、ニーズに沿った取組を行った。		本部・地方事務所において弁護士会等関係機関に対し、DV等被害者に対する法律相談援助をはじめ犯罪被害者支援制度等の業務説明や制度周知に努め、連携の維持・強化を図った。DV等被害者に対する法律相談援助の適切な実施を図るため、弁護士会をはじめとする関係機関に援助の実施状況を共有し意見交換を行った。	
・ 地方事務所において、被害者支援連絡協議会やDV防止法第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会といった地域ネットワークの中で開催される協議会への参加や、犯罪被害者週間のイベントへの協力を通じた犯罪被害者等ニーズの把握に努めた。		特に児童虐待への対応を強化するため、DV等被害者に対する法律相談援助制度の概要を分かりやすく記載したポスター等を作成して関係機関に掲示依頼するなどさらなる制度周知に取り組むとともに、児童虐待に特化した職員研修を行った。	
・ 地方事務所において、弁護士会等関係機関と連携して、業務改善の参考とするために、犯罪被害者等からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換・事例検討を行った。		犯罪被害者からの要望の多い犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事務所において各複数名確保できた。	
・ 犯罪被害者等や関係機関向けの犯罪被害者支援制度に関するリーフレットの内容を充実させ、ホームページの記載内容を見直した。		精通弁護士数全体の数は、前年度より58名増加しており、紹介に要した日数は、2.6営業日で、昨年度と同水準を維	
(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等			
・ 児童虐待の被害者対応を適切に行うため、被虐待児等の支援を行っている弁護士及びNPO法人理事長を招いた研修を本部において実施した。また、同研修を録画したDVDを全国の地方事務所・支部・出張所・地域事務所に配布し、地方でも職員が講義を受講する環境を整えた。			
・ 本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を検討した。			
・ 人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行った。			
・ 犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等へ99回参加した（本部29回、地方事務所（支部含む）70回）。			
2 関係機関との連携とDV等被害者法律相談援助の適切な実施等			

(1) 関係機関との連携 ア 本部における取組 ・ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会、両性の平等委員会、子どもの権利委員会との定期会議を開催し、DV等被害者法律相談援助に関する支援をテーマに意見交換を実施した。 ・ 児童虐待の被害者からのDV等被害者法律相談援助制度の利用促進を図るため、文部科学省及び3県の児童虐待を所管する部署を訪問して同制度の説明を行うとともに、連携強化に向けた協力依頼を行った。 ・ 警察庁主催の都道府県・政令指定都市犯罪被害者支援会議への出席、国土交通省の公共交通事故被害者等支援研修への講師派遣、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席等、関係機関との連携強化に努めた。 イ 地方事務所における取組 ・ 弁護士会をはじめとする関係機関に対し、犯罪被害者支援に関する各種援助制度を含む支援センターの業務説明を行い、必要に応じて協議や意見交換を行った。 (2) DV等被害者法律相談援助の適切な実施等 ・ 平成30年度より継続して制度周知への協力依頼を行った結果、文部科学省・警察庁・内閣府・厚生労働省所管のDV等被害者への対応を行う機関等に対し、支援センター作成の制度周知チラシが配布された。児童相談所に対しては、「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、支援センターがDV及び児童虐待被害者への支援を行っていることが重ねて周知された。 ・ 支援センターが児童虐待についても法律相談援助を行っていることを児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成し、地方事務所での広報活動に活用するとともに（例：神奈川県・香川県では県内の図書館に配布）、富山県内の全小中学校及び公立図書館に掲示依頼するなど、制度周知に取り組んだ。 ・ 内閣府提供のラジオ番組にて、DV等被害者法律相談援助の制度説明を行った。 ・ 地方事務所において、弁護士会と定期的に協議を行いDV等被害者法律相談援助の実施状況を共有し、同援助の適切な実施に協力を求めた。 令和元年度援助実施件数：832件（DV705件、ストーカー108件、児童虐待19	持した。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
--	---	--

件) 3 精通弁護士紹介態勢の整備 ・ 犯罪被害者支援に精通している弁護士数は3,781名となった（平成30年度より58名増加）。 ・ 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士を全都道府県で各複数名確保し、その数は計896名となった（平成30年度より28名増加）。 ・ コールセンターと共同で、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研修を行った。 ・ 精通弁護士紹介は一年を通じて1,355件（平成30年度は1,795件）、精通弁護士紹介までに要する平均日数は2.6業務日となった。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
2週間以内の支給 割合を前年度同水準とする	前年度と同水準	100%	99.9%	99.0%			(参考情報) 平成29年度：100%
請求件数	(参考指標)	—	3,111件	2,818件			(参考情報) 平成29年度：2,685件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。 【指標】 ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中期計画	II・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。
年度計画	II・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

主な評価指標	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料57】	評価	B	評価	
1 裁判所等との連携	評価に至った理由		評価に至った理由	
裁判所及び法務省と情報を共有し、迅速かつ適切な支給ができるよう、事前の支給見込額の照会に対応する、請求書提出後に追加での事情聴取が必要な請求案件については受付後に速やかに裁判所に対応を依頼するなどの工夫により、書類の追完等が必要な案件でも当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努めた。 制度開始後5年が経過したため各地の運用状況を取りまとめて法務省に共有し、周知状況や事務フローの課題を検討した。 最高裁判所事務総局刑事局より裁判所職員総合研修所作成の「刑事事件における犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」の提供を受けたため、被害者参加旅費に関する記載を、当センターのマニュアルに反映させた。	裁判所や法務省と情報共有を行い、連携を深めながら制度周知を図るなどして、適切な旅費等支給に取り組んだ。 事務フローやマニュアルを見直すなどし、全請求の99.0%について、請求の受理からおおむね2週間以内に支給することができ、高い割合で前年度と同水準を確保することができた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。			
2 支給実績				
(1) 請求件数と支給額				
令和元年度の被害者参加人の旅費等請求件数は2,818件、支給額は1,928万2,333円であった（平成30年度の請求件数は3,111件、支給額は2,549万978円）。				
(2) 請求の受理からおおむね2週間以内の支給割合				
前年度から引き続き毎月3回の送金日を設けることにより、旅費等の算定に係る特段の事情等の判断に時間を要した請求を除き、全請求の99.0%について、請求の受理からおおむね2週間以内の支給（2週間を超えた直近の送金日に支給することを含む）を達成した。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-13	一般管理費及び事業費の効率化		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和元年度予算額)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費 (千円)	前年度比3%削減	1,946,859 ※	1,679,017	1,774,141			(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※ 平成30年度予算額を基に3%の効率化減を織り込んだもの	
事業費(千円)	前年度比1%削減	1,172,202 ※	1,226,894	1,136,193			(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充分は対象外 ※ 平成30年度予算額を基に1%の効率化減を織り込んだもの	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・1 一般管理費及び事業費の効率化 役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。 一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。 【指標】 ・一般管理費：前年度比3%削減 ・事業費：前年度比1%削減
中期計画	Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。
年度計画	Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。 具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

主な評価指標	一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 人件費の合理化・効率化	評価に至った理由		評価に至った理由	
業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、休日国選対応の土日勤務を含めたパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。	人件費について、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与体系を維持し、引き続き経費の合理化・効率化を図った。 一般管理費及び事業費については、経費削減を推進し、効率化係数が織り込まれた厳しい予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。 また、いわゆる性質随意契約のような競争的手法を用いることが困難な案件を除き、一般競争入札及び複数業者からの見積合せ等の競争的手法により契約手続を行った。 以上から、所期の目標を達成したものとする。			
2 一般管理費及び事業費の効率化				
(1) 一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分を除く。以下同じ。）削減 令和元年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ1,946,859千円（前年度比10,899千円の減）とされたところ、執行額は1,774,141千円となり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（予算額より172,718千円下回る）を行った。 (2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）削減 令和元年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ1,172,202千円（前年度比59,704千円の減）とされたところ、執行額は1,136,193千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（予算額より36,009千円下回る）を行った。				
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保				
物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、いわゆる性質随意契約や少額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等（総合評価落札方式や企画競争による随意契約を含む）の競争的手法を活用した。 随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴するなどの工夫を行った。 なお、令和元年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
応答率	90%以上	90%	95.2%	91.9%			(参考情報) 平成29年度：95.8%
① 1 コール当たりの 運営経費（コール センター：係数 を乗じたもの）	前年度と同水準	795.3円	747.3円	714.2円			(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数 (業務量を考慮した係数を乗じたもの) で除した 1 コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 795.3円)
② 1 コール当たりの 運営経費（コール センター：係数 を乗じていないも の)	前年度と同水準	880.7円	845.2円	779.7円			(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数で 除した 1 コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 880.7円)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。 【指標】 ・ 応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。 ・ 1 コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。
中期計画	Ⅲ・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。
年度計画	Ⅲ・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1 コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1 コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。

主な評価指標	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料7、8、43、44】		評価	B	評価
1 オペレーターの効率的配置		評価に至った理由		評価に至った理由
コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。 → 応答率90パーセント以上を維持しながら、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する対象事務所数を拡大したり、全国の地方事務所の代表電話番号にナビダイヤルを導入し、音声自動応答によってコールセンターに自動転送する取組みを一部事務所において開始するなどした。コールセンターにおける業務範囲が拡大して受電件数が増加した一方で、オペレーターの増加を抑制し、効率的な業務運営を実施した。		話中電話及び無応答電話のコールセンターへの自動転送の対象事務所の拡大、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の導入といった新たな取組に加え、スマートフォン・携帯電話によるメール問合せ対応など、利用者の利便性の一層の向上に資する従来からの取組も継続実施しつつ、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した。 その結果、応答率90パーセント以上を維持しながら受電件数の増加に対応しつつも、1コール当たりの運営経費について、平成30年度よりも減少させることができた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。		
2 1 コール当たりの運営経費				
(1) 運営経費等の考え方				
コールセンター事業の効率化の状況を適切に計る指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とした。 対応件数については、電話による一般問合せとは異なる対応を要するメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数（注）により調整した件数を算出した。 （注） 通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成29年度・平成30年度・令和元年度の3か年の平均数値）は、それぞれ、1.32、1.92、1.56となる。				
(2) 1 コール当たりの運営経費				
1 コール当たりの運営経費は以下のとおりである。 ・ コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費 714.2円（参考 平成30年度：747.3円）				

・ コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費 779.7円（参考 平成30年度：845.2円）		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-15	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。
中期計画	Ⅲ・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。
年度計画	Ⅲ・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、比較的簡易に要件を審査することができる事案の多い自己破産事件の援助開始審査について、書面による単独審査とするなどし、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

主な評価指標	民事法律扶助業務の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
事務手続の平準化・合理化の取組	評価に至った理由		評価に至った理由	
専門審査委員を活用し、審査委員会議を開いて判断基準等の共有を図るなど、審査の適正を確保しつつ、決定書の表記を見直すなどした。 慎重な判断が求められる案件等では面談審査を行う一方、書面審査の活用や簡易な案件について単独審査とする取組（自己破産事件の援助開始審査における書面による単独審査を含む、）は、全ての地方事務所において進められている。特に書面審査については、全ての地方事務所において同審査に付すべき案件のほぼ100%を同審査で行った。	専門審査委員の活用、審査委員会議の開催など、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行った。 全ての地方事務所において書面審査、単独審査を活用する体制を整えるなど、事務手続の合理化を図った。 以上から、所期の目標を達成したものとする。			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-16	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
地方事務所限りの 再算定の件数	(参考指標)		41件	29件			(参考情報) 平成30年度の不服申立て件数：合計342件 令和元年度の不服申立て件数：合計291件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を図る。
中期計画	Ⅲ・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。
年度計画	Ⅲ・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。

主な評価指標	国選弁護等関連業務の効率化に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料45】		評価	B		評価
不服申立ての地方事務所（支部を含む。）限りの再算定については、引き続き一層の活用の推進を図っている。 令和元年度は、合計291件（平成30年度342件）の不服申立てのうち、29件（平成30年度41件）が地方事務所限りの再算定で処理された。 地方事務所限りの再算定処理率 令和元年度：約10.0% 平成30年度：約12.0%		評価に至った理由		評価に至った理由	
		不服申立ての地方事務所限りの再算定については、全体の不服申立件数が減少したが、処理率は概ね横ばいと評価でき、本部と地方事務所の適切な業務分担のための制度として定着しているものといえ、所期の目標を達成したものと考え			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-17	自己収入の獲得等		
当該項目の重要度、 難易度	【難易度：高】 寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
しよく罪寄附収入	(参考指標)	—	32,582千円	40,791千円			(参考情報) 平成29年度：36,935千円	
一般寄附収入	(参考指標)	—	29,497千円	4,209千円			(参考情報) 平成29年度：3,988千円	
司法過疎地域事務所における事業収益	(参考指標)	—	223,779千円	195,217千円			(参考情報) 平成29年度：173,721千円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・1 自己収入の獲得等 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。
中期計画	IV・1 自己収入の獲得 (1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。
年度計画	IV・1 自己収入の獲得 (1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途をわかりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなど、工夫した広報を行う。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

主な評価指標	自己収入の獲得等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 寄附金収入獲得への取組	評価に至った理由		評価に至った理由	
・ 使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを配備 ・ 支援センターのホームページにて、寄附金に関する情報を発信 ・ しょく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部の事務所に掲出 ・ しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しょく罪寄附制度の周知を徹底 ＜令和元年度実績＞ しょく罪寄附 40,791千円（平成30年度 32,582千円） 一般寄附 4,209千円（平成30年度 29,497千円） 計 45,000千円（平成30年度 62,079千円）	寄附金収入獲得への取組については、引き続き、支援センターのホームページで寄附の呼び掛けを実施するとともに、地方事務所や支部において、事務所にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士用のチラシを配布したりするなどして、その周知を図った。また、使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを地方事務所に配備するなどして周知を図った。 なお、一般寄付の実績につき、平成30年度の実績には高額寄付2件（約2500万円）が含まれていたことに鑑みると、令和元年度の実績は、概ね横ばいであった。今後は、寄付金収入獲得の取組について、さらに充実させるべく検討する。 有償事件による自己収入については前年度より減少しているものの、事件数については増加した。これは、常勤弁護士に対する研修等において自己収入の確保の必要性や重要性を説明したことも一因となっている。司法過疎地域事務所における民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件については、受任件数自体は減少したものの、一定の件数を確保し、適切に			
2 有償受任等による自己収入				
常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。 令和2年3月31日までに設置した34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が963件（平成30年度比23.8%減）、国選弁護・付添事件が475件（平成30年度比8.8%減）、有償事件が671件（平成30年度比0.6%増）となった。 また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による令和元年度事業収益は、195,217千円となった（平成30年度223,779千円）。				
3 財政的支援の獲得				
無償で貸与を受けている事務所について、それを継続 (1) 事務所敷地の無償貸与（括弧内は地方公共団体） ・ 被災地出張所法テラス南三陸（南三陸町） ・ 被災地出張所法テラス山元（山元町）				

- 被災地出張所法テラス東松島（東松島市） - 被災地出張所法テラス大槌（大槌町） - 被災地出張所法テラス気仙（大船渡市） - 被災地出張所法テラスふたば（広野町） (2) 事務所建物の無償貸与（括弧内は地方公共団体） - 被災地出張所法テラス二本松（二本松市等） - 鹿角地域事務所（鹿角市） - 鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）	対応した。 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得については、新規に開設した事務所がなかったため、無償で貸与を受ける事務所等の増加はなかったが、これまで無償提供を受けていた事務所については引き続きこれを維持することができた。 以上から、所期の目標を達成したものとする。	
---	---	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
償還率	令和3年度において90%以上	—	89.0%	89.7%			(参考情報) 平成29年度：88.1%	
償還滞納率	前年度以下	37.0%	37.3%	37.3%			(参考情報) 平成29年度：37.0% 平成28年度：38.2%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。 また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。 【指標】 ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
中期計画	IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収 (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。 (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。
年度計画	IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収 (1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施 立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。 ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。 イ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、援助開始時等の機会を捉えて、償還制度や償還方法の説明を行う。 ウ 継続的な償還を確保するため、生活口座からの償還金の引落しを推進するとともに、被援助者との連絡を密に行う。 エ 償還滞納状態の改善を図るため、本部において集中的な督促を行うほか、コンビニエンスストアを利用した償還を推進する。 オ 長期滞納者等に対しては、内容証明郵便による督促や、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

(2) 効率的な債権管理の実施

償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討し、債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。

(3) 立替金債権の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で開示する。

主な評価指標		民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価					日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績			自己評価		による評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料55】			評定	A		評定	
1 効率的かつ効果的な債権回収の実施 立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果的に実施するため、従来の督促方法等の見直しを行った。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図った。 償還率89.7%（30年度比0.7%増）、償還滞納率37.3%（30年度と同率） (1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施 各地方事務所において、全国一律の督促方針に基づき地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。 また、令和2年度以降、地方事務所と本部との督促の重複をなくすため、地方事務所が督促を行う対象を進行中の事件の債権に限定することとした。さらに、地方事務所における新たな督促手段として、被援助者が事件進行中に償還を連続して滞納した場合、地方事務所が受任者・受託者に対し被援助者の償還滞納情報を通知する制度を導入することとした。 (2) 被援助者への償還の意識付け強化 被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助開始時に「返済のご案内」を配布した。また、「返済のご案内」の記載内容を見直し、償還滞納が続くと新たな援助が受けられなくなることを追記した。 (3) 生活口座登録の推進 継続的な償還を確保する上で有効な方策である生活口座からの自動引落を推進するため、援助開始時に被援助者に対して生活口座を登録するよう案内したほか、督促状に登録口座を変更できることを記載するなどし、生活口座の登録を促した。 (4) 本部による集中的な督促 償還滞納状態を解消するため、本部において、以下のとおり、集中的に督促を行った。また、従来の督促文面を見直し、償還滞納が続くと新たな援助が受けられなくなることを追記した。 ア 収納用紙の発送 初回滞納から12か月滞納までの被援助者にコンビニエンスストア用収納用紙（以下、「コンビニ収納用紙」という。）を発送 767,392件発送、11億7772万円を回収 イ 督促状の発送			評定に至った理由		評定に至った理由		
			償還率を89.7%（30年度比0.7%増）に向上させるとともに、償還滞納率を前年度と同率の37.3%（30年度と同率）に維持することができた。また、償還の見込みがない債権については、47億8860万円の免除・みなし消滅を実施した。 これに加えて、立替金債権の管理・回収をより効果的かつ効果的に実施するため、督促方針の見直しや免除申請事務の本部への集約等を行った。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものとする。				

3 か月以上滞納している被援助者にコンビニ収納用紙に加えて督促状を発送した。発送に当たっては、滞納ステージ等を考慮して督促の効果が高いと考えられる者を対象にするとともに、個々の対象者の属性（引落口座未手続者、振込入金者等）に応じた督促文面を用いた。 59,147件発送、3,160万円を回収 ウ 引落停止に対する督促 ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引落は3回連続で失敗すると引落が停止となるため、引落が停止された被援助者に対し、引落を再開する旨を通知する督促状及びコンビニ収納用紙を発送した。 10,146件発送、1,532万円を回収 (5) 支払督促の申立て等 1年以上の長期滞納者に対しては、償還されない場合は法的手続を取る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合は裁判所へ支払督促を申し立てた。これまで実施していた内容証明郵便による督促については、被援助者の手元に届かないことが多いこと等から、実施を取り止めた。 150件申立、50人から124万円を回収 2 効率的な債権管理の実施 債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却も含めてその処理を検討した。 免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を慎重に判断した。 通常の前払金債権とは別に、10年間償還がなされていない債権、破産免責となった債権等を対象として、本部による一括償却を実施した（6,867件、8億4030万円）。 また、免除申請に関する事務を効率化するため、以下の見直しを行った。 ・免除申請書の書式をホームページに掲出 ・免除申請書の提出先を地方事務所から本部に変更（令和2年4月より） ・免除決定通知の発行事務を地方事務所から本部に集約 以上の取組により、47億8860万円の免除・みなし消滅を実施した。 3 立替金債権の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータは、業務実績等報告書（資料）にて開示している。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－19	財務内容の公表		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・3 財務内容の公表 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。
中期計画	IV・3 財務内容の公表 財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。
年度計画	IV・4 財務内容の公表 財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

主な評価指標		財務内容の公表に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価					日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績			自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料56】			評価	B	評価
1 セグメント情報の開示			評価に至った理由		評価に至った理由
平成30年度に引き続き、情報提供業務、民事法律扶助業務及び国選弁護業務等センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、事業報告書及び業務実績等報告書にも同様の記載をした。			平成30年度に引き続き、業務別セグメント情報の事業報告書への記載を実現し、財務内容公表の透明性及び分かりやすさを前進させた成果を継続できていることから、所期の目標を達成したものと考える。		
2 各データの簡潔な説明					
令和元年度から適用される平成30年9月3日付け「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づき作成した事業報告書において、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各データに関する簡潔な説明を付して、決算情報を読み取りやすくする取組を実施した。					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－20	業務運営の体制維持		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（常勤弁護士を含む）	(参考指標)	—	930人 ※	935人 ※			(参考情報) 平成29年度：929人 ※ ※各年度3月31日現在

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・1 業務運営の体制維持 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。
中期計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。
年度計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

主な評価指標	業務運営の体制維持に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 施設・設備の確保	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 職員の配置、業務量の変動等に合わせ備品整備やレイアウト変更等を行った。 (2) 書類保管方法を工夫し、効率的なスペースの活用を行った。	職員数又は業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。 また、業務量の変動等を考慮しつつ、昨年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。 以上から、所期の目標を達成したものとする。			
2 人的体制の確保 (1) 業務量の変動に応じた人員配置 平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、既存業務の業務量の変動等を適切に把握した上、その妥当性について確認し、令和2年度4月期の人員配置を実施した。 (2) 能力主義に基づく的確な人員配置 昨年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-21	内部統制の確実な実施		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	理事長の招集による 執行部会の開催 数	(参考指標)	—	21回	21回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・2 内部統制の確実な実施 (1) ガバナンスの強化 利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。 (2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
中期計画	IX・4(1) 内部統制の確実な実施 ア ガバナンスの強化 (ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。 イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。 (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。
年度計画	IX・4(1) 内部統制の確実な実施 ア ガバナンスの強化 (ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。 ① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。 ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。 ③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (ア) 外部研修機関が行う内部監査に係る専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、業務執行部門の業務改善に役立つ指摘・助言等を行うとともに、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。
- (イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

主な評価指標	内部統制の確実な実施に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 ガバナンスの強化	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 組織運営等 ア 執行部会の開催状況 理事長の招集により執行部会（出席者：理事長、理事、監事、局部長等）を合計21回（7月・8月・12月は各1回、その他の月は各2回）開催し、決定事項等を議事要旨にとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達した。 イ 全国地方事務所長会議等の開催状況 ① 全国地方事務所長会議を1回（6月）開催 ② 全国地方事務所事務局長会議を開催（7月に1回開催。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和2年3月に予定していた2回目は中止した。） ③ ブロック別協議会を、東京・大阪・札幌・福岡で各1回（計4回）開催 ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況 地方事務所において執行部会議（出席者：所長、副所長、事務局長等）を毎月開催した。 (2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組 全法律事務所に、法律事務所の運営にかかる規程集を配付した。 令和2年3月16日と17日に幕張国際研修センターにおいて法律事務所代表会議及びシニア常勤弁護士会議を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各会議は中止した。予定していた会議の一部について、同日にWeb会議システムを利用した方法で、法律事務所代表会議を開催し、常勤弁護士の待遇、規程等に関する周知、意見交換を実施した。	本部においては、執行部会を原則として月2回開催し、会議後速やかに決定事項等を全職員に伝達するとともに、執行部会での指摘事項については課題解決に至るまで関係課室において検討の上、執行部会にて継続的に報告を行った。 また、全国地方事務所長会議等の本部開催会議においては、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所ごとの実績及び課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。地方事務所においても執行部会議を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行う者としての側面を持つ一方、支援センターの職員として、法律事務所の運営、法律事務所職員の管理などの業務に従事する者としての側面も併せ持つので、法律事務所の運営・管理、規程等の遵守などを一層図るべく取組を行った。 監事監査は、監事が全国の業務執行状況等を把握しつつ実施され、理事長との意見交換を通じて意志疎通を図りながら、監査結果等が報告された。			
2 監査の充実及びコンプライアンス強化				
(1) 監査の実施 ア 監事監査（本部及び6地方事務所） 監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、令和元年度監事定期監査計画に基づき実施した。監事は、本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べると				

ともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施し、地方事務所往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し、結果を理事長へ報告した。 イ 内部監査（フォローアップ監査含む）（本部及び29地方事務所等） 内部監査は、令和元年度内部監査計画に基づき、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として実施した。 実施に当たっては、実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。その結果は理事長をはじめ事務局長、担当部長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた地方事務所等には改善結果の報告を求め、確認を行った。 また、令和元年度フォローアップ監査実施計画に基づき、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ監査を、2地方事務所等を対象に実施し、改善方策の取組状況について実地監査を行った。 ウ 情報セキュリティ監査（本部及び18地方事務所等） 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、令和元年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。 平成28年度から監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様に監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。 その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた地方事務所等に改善結果の報告を求め、確認した。 (2) 監査技術の向上 監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。 更に、監査室長を含む監査室員は外部機関の主催する監査技術の向上に資する研修を5回受講した。	内部監査及び情報セキュリティ監査は、事前の予備調査を網羅的に行うことで業務実態を把握し、効率的に実施することができた。いずれの監査においても、指摘事項のうち支援センター全体としての対応が必要な事項は、執行部や本部課室において対応方針等の検討を行い、監査対象事務所における個別の指摘事項も各事務所において改善を図っており、監査結果等が業務改善に役立てられている。 また、会計監査人監査との連携強化を図るとともに、監査室員が専門機関の実施する研修を複数回受講するなど、昨年度に引き続き監査技術の向上を図る取組も実施した。 業務管理小委員会において、地方事務所等に対するアンケート調査の実施及び内部監査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進した。 コンプライアンス小委員会では、職歴の浅い職員に特に注意してほしい行動規範を取りまとめたコンプライアンスに関するポスターを作成し、各地方事務所等へ配布した。加えて、コンプライアンス強化週間の設定、コンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストチェックシートの実施、定期的なコンプライアンス情報の発信等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。	
---	--	--

(3) 内部統制強化のための取組 本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下に設置した以下の各小委員会において内部統制を強化する取組を実施した。 ア 業務管理小委員会 - 平成30年度に実施したアンケート調査において、引き続き改善の必要性が見受けられた地方事務所に対して改めてフォローアップ調査を実施し、その対応状況を確認した。 - 平成30年度に実施した内部監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングした。 イ コンプライアンス小委員会 後記(4)のとおりコンプライアンス推進のための各種取組を実施した。 (4) 職員に対するコンプライアンスの推進 ア 職員の行動規範を取りまとめたポスターの作成及び地方事務所等への配布 イ 定期的なコンプライアンス情報の発信（3回） ウ コンプライアンスの周知・意識向上の推進 → コンプライアンス強化週間の設定 エ コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施（全職員対象） → 結果を報告させてコンプライアンスの重要性の理解を促進 オ 職員階層別研修において、コンプライアンスに関する講義の時間を設定・実施 ＜コンプライアンスに関する講義を実施した研修＞ - 新規採用者研修 - ステップアップ研修 - ブラッシュアップ研修 3級昇格者研修 - マネジメント基礎研修	以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
---	-------------------------------	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-22	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターが取り扱う個人情報、法的紛争に係る極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・3 情報セキュリティ対策 支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
中期計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。
年度計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。

主な評価指標	情報セキュリティ対策に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 情報セキュリティ対策基準の見直しに向けた検討 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正を受け、支援センターの情報セキュリティ対策基準見直し項目を洗い出すなど、令和2年度に同基準を改正するための準備をした。	評価に至った理由		評価に至った理由	
2 情報セキュリティ対策の実施 セキュリティを強化したインフラ共通基盤を導入したほか、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。 (1) インターネット環境（外部）と業務環境（内部）の分離システムの導入 Web閲覧や電子メールを利用するインターネット環境と、支援センター内部の各種業務システムや情報共有などを行う業務環境とをシステム上で分離するインフラ共通基盤を導入した。具体的には、インターネット環境と業務環境の仮想デスクトップを分離し、両環境間でデータをやり取りする場合の不正プログラム侵入対策や、やり取りしたデータの記録等の仕組みを備えることによるセキュリティ強化対策を実施した。 (2) 研修（合計3回） 以下の各種研修において、情報セキュリティ対策をテーマとした講義を実施した。 ア 新規採用者研修（1回） イ マネジメント基礎研修（1回）：4級昇格者を対象 ウ ブラッシュアップ研修（1回）：採用後7年目の職員を対象 (3) 標的型攻撃メール対策訓練 業務上外部とメールでの連絡を必要とする職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。 (4) 教育・自己点検 職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布した	情報セキュリティ対策基準の見直し項目の洗い出しを行い、情報セキュリティの体制整備に向け、準備をした。 システムとして、セキュリティを強化したインフラ共通基盤を導入し、セキュリティ対策を充実させた。 各種研修・教育は、情報セキュリティに関する意識向上策の充実を図るため、公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだものとし、標的型攻撃の訓練メールの発信により職員に注意喚起を行うとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ教育及びチェックシートによる自己点検等を実施するなどした。 以上から、所期の目標を達成したものと考えている。			

上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-23	業務内容の周知を図る取組の充実		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務認知度	中期目標期間を 通じて増加	15.2% (平成29年度)	16.7%	16.3%			(参考情報) 平成28年度：16.1% 平成27年度：14.6% 平成26年度：13.3%
ホームページの年 間ページビュー数	第3期中期目標期 間中の年間平均 以上	17,988,257PV	14,313,022PV	16,692,509PV			
名称認知度	(参考指標)	—	58.0%	56.3%			(参考情報) 平成29年度：54.9% 平成28年度：56.4% 平成27年度：50.6% 平成26年度：55.8%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・4 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。 【指標】 ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。
中期計画	IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。 なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。
年度計画	IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実 ア 広報活動方針及び広報計画の策定 本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考に分析・検証し、その結果を反映させる。 イ 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるホームページやインターネット広告など広報効果の高い媒体及び訴求力の高い動画を活用し、支援センターの業務内容等に関する情報を効果的に提供・発信する。 ウ 関係機関を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。

主な評価指標		業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価						日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績				自己評価		評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料26、27】				評価	B		評価	
1 広報活動方針及び広報計画の策定				評価に至った理由		評価に至った理由		
(1) 本部において平成30年度に策定した基本的な広報活動方針及び地方事務所が同方針を踏まえて策定した担当地域における広報計画に従い、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、支援センターを十分に認知していない年齢層など重点的なターゲットとして継続的かつ計画的に効果的な広報活動を実施できるようにした。				平成29年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した複数年度にわたる広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に、業務のサービス内容が認知され、必要な時に支援センターを想起して問合せ行動に繋がるようにすることを目指し、特に、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに軸足を置いた広報活動を実施した。特に、現在の若年層の認知水準の低さが、将来にわたってさらに認知状況を減退させる要因とならないように、この層を対象とした広報策を講じている。		認知度については、令和元年度は、名称認知度は56.3%（前年比1.7ポイント減）、業務認知度は16.3%（前年比0.4ポイント減）であった。前年度より数値的には減少したものの、標本誤差も考慮すると、前年度と同等の認知度を維持したと評価できる。		
(2) 平成30年度に引き続き、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じた情報発信を活発に進めた。								
(3) 認知状況等調査における年齢別調査の結果を基とした分析により、近年、認知度が低い若年層を対象とする広報活動に特に注力することとした。								
2 効果の高い広報活動の実施								
様々な広報媒体を活用することによる相乗的な広報効果をねらい、法的サービスを必要とする方々に支援センターの業務が理解できるように努めた。				平成29年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した複数年度にわたる広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に、業務のサービス内容が認知され、必要な時に支援センターを想起して問合せ行動に繋がるようにすることを目指し、特に、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに軸足を置いた広報活動を実施した。特に、現在の若年層の認知水準の低さが、将来にわたってさらに認知状況を減退させる要因とならないように、この層を対象とした広報策を講じている。		認知度については、令和元年度は、名称認知度は56.3%（前年比1.7ポイント減）、業務認知度は16.3%（前年比0.4ポイント減）であった。前年度より数値的には減少したものの、標本誤差も考慮すると、前年度と同等の認知度を維持したと評価できる。		
(1) インターネット等を活用した広報活動								
インターネットによる広報では、リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やコンテンツマッチ広告（プログラムが広告を設置したページやサイトの内容を読み込んで、その内容に適した広告を自動的に配信するサービス）を実施し、支援センターを知らない方や、法的トラブルを抱えているが支援センターの利用につながっていない方に向けて、支援センターの存在や制度内容の周知を行った。								
特に、インターネット広告で使用するバナーやランディングページ（広告文やバナー広告からリンクするページ）については、より利用者の目を引きやすい配色や事例等を掲載するなどして、支援センターのホームページや問合せへの誘導を図った。また、コンテンツマッチ広告では、お悩み相談の掲示板などに重点的に配信することで、支援センターの潜在的利用者層への訴求を高め、効果的な広報活動を実施した。								
このほか、特に若年層への広報効果が高いと考えられるYouTubeやLINE広告も期間を限って実施し、認知度の向上を図った。				平成29年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した複数年度にわたる広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に、業務のサービス内容が認知され、必要な時に支援センターを想起して問合せ行動に繋がるようにすることを目指し、特に、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに軸足を置いた広報活動を実施した。特に、現在の若年層の認知水準の低さが、将来にわたってさらに認知状況を減退させる要因とならないように、この層を対象とした広報策を講じている。		認知度については、令和元年度は、名称認知度は56.3%（前年比1.7ポイント減）、業務認知度は16.3%（前年比0.4ポイント減）であった。前年度より数値的には減少したものの、標本誤差も考慮すると、前年度と同等の認知度を維持したと評価できる。		
また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月1から2回程度								

配信)や公式ツイッター(毎日1回から3回程度配信)で間断なく配信した。ツイッターのフォロワー数は、前年度から242人増加し、令和2年3月末日現在で13,359人にのぼっている。 (2) ホームページでの情報配信 平成30年6月に、ホームページ管理システム(CMS)のリニューアルが完了したことにより、ウェブアクセシビリティが更に向上し利用者への利便性を高めることができた。これ以降は、本部・地方事務所ともホームページのコンテンツを拡充している。 特に、令和元年台風第15号、19号が発生した際には、迅速にホームページ上に専用のバナーを作成してQ&Aを掲載するなど、被災者に向けた効果的な情報配信に努めた。 (3) 動画広告の配信 これまでの認知度の調査における若年層や高齢者の認知度が低いという結果を踏まえ、これらの層への訴求を重視した動画を作成し、コンビニエンスストア内、大学のキャンパス内、薬局内店頭モニター、スーパーのレジ付近、山手線車両内のモニター等に出稿した(出稿期間11月中旬から12月上旬実施、全国20,170か所)。題材についても、「A I 編」「将棋編」といった注目を集めやすいものを作成し、出稿場所ごとに対象に合致した内容を選定して効果的に配信した。 (4) プレスリリースの実施 本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを3回実施した。このほか、令和元年12月に、報道機関に対して、支援センターの業務の現状を幅広く説明する機会として支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。 【取組事例】 ア 「法テラスの日」(4月10日)において、平成30年度業務実績に関するプレスリリースを実施し、これに連動して多くの地方事務所においても、街頭活動(リーフレット・広報グッズ配布)や、地域ごとの広報活動の企画(相談会等)についてのイベント告知も併せたプレスリリースを実施した。 イ 「令和元年台風第19号」の支援開始に当たって、地方事務所と連携して、チラシ作成を実施するなどして迅速な周知を図った。 (5) 新聞広告の掲載 震災法律援助事業及び令和元年台風第19号の相談等の利用促進を図るため、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、東京都、神奈川県、埼玉県、山梨県、長野県及び群馬県において、各紙1から2回にわたり被災者に向けた新聞広告を掲載した。また、被災地外に避難されている方々を対象に、全国紙への新聞突き出し広告(第一面、約6.6cm×6.6cm)も2回実施した。		
--	--	--

(6) その他の広報活動 一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国55社の鉄道会社の駅施設等に3,523枚のポスターを無料で掲出した。 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 (1) 法務省のイベントに出展（全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日） (2) 政府広報 政府広報の企画募集に対して積極的に応募をし、その結果、首相官邸メールマガジン及びLINEに複数回にわたり令和元年台風第19号の被災者に対する被災者法律相談援助や特定援助対象者法律相談援助などの記事が無料で掲載された。その他政府広報ラジオ番組（令和元年8月24日・25日放送）での放送等がなされた。 (3) 下記刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布 ア 法テラス白書（11月発行・約680か所） イ 広報誌「ほうてらす」（年3回発行・各回約3,700か所） (4) 多くの地方事務所において、関係機関の各種協議会、職員向け研修会、イベントなどで、支援センターの説明を行う機会を設けて業務内容の周知活動に努めた。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－24	報酬・費用の立替・算定基準		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・5 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
中期計画	IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとし、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
年度計画	IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準 国費支出をより適正なものとし、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況 立替基準の問題点について事例を集積して整理・分析し、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、同会との協議会において定期的に議論し、検討を進めた。	評価に至った理由		評価に至った理由	
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について、同会との協議会において定期的に議論し、検討を進めた。	民事法律扶助の報酬・費用の立替基準については、問題点を整理・分析し、日本弁護士連合会と定期的に協議するなどして、検討を進めた。 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準については、契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会と定期的に協議するなどして、検討を進めた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。			

令和元事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																								
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,427	1,427	(注9)
運営費交付金	969	979	11		9,485	9,734	248		—	—	—		949	728	△ 220	(注6)	—	—	—		3,812	4,081	269	
受託収入	—	—	—		—	—	—		13,761	14,615	854		1,074	827	△ 247	(注6)	1,413	874	△ 539	(注8)	1,620	1,389	△ 230	(注10)
補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		62	55	△ 8	(注11)
事業収入	8	7	△ 2	(注1)	12,247	11,500	△ 748		—	—	—		265	237	△ 28	(注6)	—	—	—		—	—	—	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		61	79	18	(注12)
計	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		13,761	14,615	854		2,288	1,792	△ 496		1,413	874	△ 539		5,555	7,030	1,476	
支出																								
事業経費	379	410	31		19,166	18,311	△ 855		12,706	13,521	814		38	48	10	(注7)	1,349	809	△ 540	(注8)	—	—	—	
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		3,835	3,353	△ 483	(注13)
人件費	598	607	9		2,566	2,752	185		1,055	1,168	113	(注2)	2,250	1,755	△ 495	(注6)	64	64	—		1,719	1,935	216	(注5)
計	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		2,288	1,803	△ 485		1,413	873	△ 540		5,555	5,288	△ 267	

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。

(注2) 人件費の予算額と決算額の差は、被疑者国選の取扱い数の増加などによる。

(注3) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 事業収入の予算額と決算額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注5) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。

(注6) 運営費交付金、受託収入、事業収入及び人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注7) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金387百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 受託収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。

(注11) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注12) 事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収益計上の実績が多かったことによる。

(注13) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

令和元事業年度 決算報告書

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	備考
収入																					
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,427	1,427	(注8)	
運営費交付金	969	979	11		9,485	9,734	248		293	339	45 (注2)		949	728	△ 220 (注5)		3,812	4,081	269		353
受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,413	874	△ 539 (注7)		—	—	—		874
補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		62	55	△ 8 (注9)		55
事業収入	8	7	△ 2 (注1)		12,247	11,500	△ 748		0	△ 0 (注3)	265		237	△ 28 (注5)	—		—	—	—		11,744
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		61	67	6 (注10)		6
計	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		294	339	45		1,214	966	△ 249		3,935	5,629	1,694		30,027
支出																					
事業経費	379	410	31		19,166	18,311	△ 855		15	15	0		19	10	△ 9 (注6)		—	—	—		19,555
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		2,787	2,720	△ 67		△ 67
人件費	598	607	9		2,566	2,752	185		279	373	94 (注4)		1,195	892	△ 303 (注5)		1,239	1,332	93		6,021
計	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94		1,214	902	△ 312		4,026	4,052	26		28,295

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。

(注2) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注3) 事業収入の予算額と決算額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注4) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。

(注5) 運営費交付金、事業収入及び人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注6) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注7) 受託収入及び事業経費の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金387百万円及び政府出資金351百万円である。

(注8) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金387百万円及び政府出資金351百万円である。

(注9) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注10) 事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収益計上の実績が多かったことによる。

令和元事業年度 決算報告書

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計				
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入																					
	13,761	14,615	854			158	152	△ 6		1,074	827	△ 247	(注3)	1,620	1,389	△ 230	(注5)	16,613	16,983	370	
	—	—	—			—	—	—		—	—	—		—	12	12	(注6)	—	12	12	(注6)
	13,761	14,615	854			158	152	△ 6		1,074	827	△ 247		1,620	1,401	△ 219		16,613	16,995	382	
支出																					
事業経費	12,706	13,521	814			149	141	△ 8		19	38	19	(注4)	—	—	—		12,874	13,700	825	
一般管理費	—	—	—			—	—	—		—	—	—		1,049	633	△ 416	(注7)	1,049	633	△ 416	(注7)
人件費	1,055	1,168	113	(注1)		9	12	3	(注2)	1,055	863	△ 192	(注3)	480	603	123	(注2)	2,599	2,645	46	
計	13,761	14,688	927			158	153	△ 5		1,074	901	△ 173		1,528	1,236	△ 293		16,521	16,977	456	

- (注1) 人件費の予算額と決算額の差は、被疑者国選の取扱件数の増加などによる。
- (注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。
- (注3) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。
- (注4) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。
- (注5) 受託収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。
- (注6) 事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。
- (注7) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

令和元事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考				
費用の部	経常費用	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		452	540	89		2,288	1,803	△ 485		1,413	873	△ 540		5,555	5,288	△ 267		46,178	45,272	△ 906	
		977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		452	540	89		2,288	1,803	△ 485		1,413	873	△ 540		5,555	5,288	△ 267		46,178	45,272	△ 906	
	事業経費	379	410	31		19,166	18,311	△ 855		12,706	13,521	814		163	156	△ 8	(注6)	38	48	10	(注6)	1,349	809	△ 540	(注8)	—	—	—		33,802	33,254	△ 548	
	一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		3,835	3,353	△ 483	(注9)	3,835	3,353	△ 483	(注9)
	人件費	598	607	9		2,566	2,752	185		1,055	1,168	113	(注2)	288	384	96	(注3)	2,250	1,755	△ 495	(注7)	64	64	—		1,719	1,935	216	(注3)	8,541	8,665	125	
	減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
収益の部	前年度繰越金	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		13,761	14,615	854		452	491	39		2,288	1,792	△ 496		1,413	874	△ 539		5,555	7,029	1,475		46,178	47,021	843	
		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,426	1,426	(注10)	—	1,426	1,426	(注10)
	運営費交付金	969	979	11		9,485	9,734	248		—	—	—		293	339	45	(注4)	949	728	△ 220	(注7)	—	—	—		3,812	4,081	269		15,508	15,861	353	
	受託収入	—	—	—		—	—	—		13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247	(注7)	1,413	874	△ 539	(注8)	1,620	1,389	△ 230	(注11)	18,026	17,857	△ 169	
	補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		62	55	△ 8	(注12)	62	55	△ 8	(注12)
	事業収入	8	7	△ 2	(注1)	12,247	11,500	△ 748		—	—	—		0	0	△ 0	(注5)	265	237	△ 28	(注7)	—	—	—		—	—	—		12,521	11,744	△ 778	
	事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		61	79	18	(注13)	61	79	18	(注13)
	純利益	—	△ 32	△ 32		—	171	171		—	△ 73	△ 73		—	△ 49	△ 49		—	△ 11	△ 11		—	1	1		—	1,741	1,741		—	1,748	1,748	
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1	1		—	1	1		
総利益	—	△ 32	△ 32		—	171	171		—	△ 73	△ 73		—	△ 49	△ 49		—	△ 11	△ 11		—	1	1		—	1,742	1,742		—	1,749	1,749		

(注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、被疑者国選の取扱件数の増加などによる。

(注3) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。

(注4) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業収入の計画額と実績額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。

(注7) 人件費、運営費交付金、受託収入及び事業収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、派遣の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金386百万円(目的積立金取崩額1百万円は除く。)及び政府出資金351百万円である。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金386百万円(目的積立金取崩額1百万円は除く。)及び政府出資金351百万円である。

(注11) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。

(注12) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注13) 事業外収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益計上の実績が多かったことによる。

令和元事業年度 収支計画

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計				
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考					
一般勘定	費用の部	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94		1,214	902	△ 312		1,413	873	△ 540		4,026	4,052	26		29,657	28,295	△ 1,361		
		977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94		1,214	902	△ 312		1,413	873	△ 540		4,026	4,052	26		29,657	28,295	△ 1,361		
	事業経費	379	410	31		19,166	18,311	△ 855		15	15	0	(注5)	19	10	△ 9	(注5)	1,349	809	△ 540 (注7)		—	—	—		20,928	19,555	△ 1,373		
		一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		2,787	2,720	△ 67		2,787	2,720	△ 67	
	人件費	598	607	9		2,566	2,752	185		279	373	94 (注2)	(注6)	1,195	892	△ 303 (注6)		64	64	—		1,239	1,332	93		5,942	6,021	78		
	減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
	財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
	臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
	特定勘定	収益の部	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		294	339	45		1,214	966	△ 249		1,413	874	△ 539		3,935	5,628	1,693		29,565	30,026	460	
			前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,426 (注8)	—	1,426	1,426 (注8)	—	
運営費交付金		969	979	11		9,485	9,734	248		293	339	45 (注3)	(注6)	949	728	△ 220 (注6)		—	—	—		3,812	4,081	269		15,508	15,861	353		
受託収入		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,413	874	△ 539 (注7)		—	—	—		1,413	874	△ 539 (注7)		
補助金等収入		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		62	55	△ 8 (注9)		62	55	△ 8 (注9)		
事業収入		8	7	△ 2 (注1)		12,247	11,500	△ 748		0	0	△ 0 (注4)	(注6)	265	237	△ 28 (注6)		—	—	—		—	—	—		12,521	11,744	△ 778		
事業外収入		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		61	67	6 (注10)		61	67	6 (注10)		
純利益		—	△ 32	△ 32		—	171	171		—	△ 48	△ 48		—	63	63		—	1	1		—	1,576	1,576		—	1,731	1,731		
目的積立金取崩額		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
総利益		—	△ 32	△ 32		—	171	171		—	△ 48	△ 48		—	63	63		—	1	1		—	1,577	1,577		—	1,732	1,732		

(注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。

(注3) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 事業収入の計画額と実績額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注5) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注6) 人件費、運営費交付金及び事業収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注7) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注8) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円、前中期目標期間繰越積立金386百万円(目的積立金取崩額1百万円は除く。)及び政府出資金351百万円である。

(注9) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注10) 事業外収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益計上の実績が多かったことによる。

令和元事業年度 収支計画

国選弁護人確保業務等勘定 (単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計		
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額
費用の部	13,761	14,688	927		158	153	△ 5		1,074	901	△ 173		16,521	16,977	456
	13,761	14,688	927		158	153	△ 5		1,074	901	△ 173		16,521	16,977	456
経常費用															
事業経費	12,706	13,521	814		149	141	△ 8		19	38	19 (注3)		12,874	13,700	825
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,049	633	△ 416 (注5)
人件費	1,055	1,168	113 (注1)		9	12	3 (注2)		1,055	863	△ 192 (注4)		480	2,599	2,645
減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
収益の部	13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247		16,613	16,995	382
	13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247 (注4)		16,613	16,983	370
受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	12	12 (注7)
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
純利益	—	△ 73	△ 73		—	△ 1	△ 1		—	△ 74	△ 74		—	18	18
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
総利益	—	△ 73	△ 73		—	△ 1	△ 1		—	△ 74	△ 74		—	18	18

- (注1) 人件費の計画額と実績額の差は、被疑者国選の取扱件数の増加などによる。
- (注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。
- (注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。
- (注4) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。
- (注5) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。
- (注6) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。
- (注7) 事業外収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。

令和元事業年度 資金計画

(単位:百万円)

法人単位

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国連弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計				
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考		
資金支出	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		2,288	1,803	△ 485		1,413	873	△ 540		5,555	5,288	△ 267	46,178	45,272	△ 906
経常費用	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		2,288	1,803	△ 485		1,413	873	△ 540		5,555	5,288	△ 267	46,178	45,272	△ 906
業務活動による支出	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		13,761	14,688	927		2,288	1,803	△ 485 (注5)		1,413	873	△ 540 (注6)		5,555	5,288	△ 267	46,178	45,272	△ 906
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—
資金収入	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		13,761	14,615	854		2,288	1,792	△ 496		1,413	874	△ 539		5,555	7,030	1,476	46,178	47,022	844
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,040 (注7)	—	1,040	1,040 (注7)	—
業務活動による収入	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		13,761	14,615	854		2,288	1,792	△ 496		1,413	874	△ 539		5,555	5,603	49	46,178	45,595	△ 583
運営費交付金による収入	969	979	11		9,485	9,734	248		—	—	—		949 (注3)	728	△ 220 (注5)		—	—	—		3,812	4,081	269	15,508	15,861	353
受託収入	—	—	—		—	—	—		13,761	14,615	854		1,074	827	△ 247 (注5)		1,413	874	△ 539 (注6)		1,620	1,389	△ 230 (注8)	18,026	17,857	△ 169
その他の収入	8	7	△ 2 (注1)		12,247	11,500	△ 748		—	—	—		265	237	△ 28 (注5)		—	—	—		123	133	10	12,644	11,877	△ 767
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	387	387	—	387	387

- (注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。
- (注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。
- (注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。
- (注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。
- (注5) 業務活動による支出、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。
- (注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日本連委託援助の実績が少なかったことによる。
- (注7) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円及び政府出資金351百万円である。
- (注8) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。

令和元事業年度 資金計画

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計				
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	
一般勘定	資金支出	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94		1,214	902	△ 312		1,413	873	△ 540		29,657	28,295	△ 1,361						
	経常費用	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94		1,214	902	△ 312		1,413	873	△ 540		29,657	28,295	△ 1,361						
	業務活動による支出	977	1,017	40		21,733	21,062	△ 670		294	387	94	(注2)	1,214	902	△ 312	(注5)	1,413	873	△ 540	(注6)	29,657	28,295	△ 1,361						
	投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—						
	財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—						
	次期中目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—						
	資金収入	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		294	339	45		1,214	966	△ 249		1,413	874	△ 539		29,565	30,027	461						
一般勘定	前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,040	1,040	(注7)					
	業務活動による収入	977	986	9		21,733	21,233	△ 499		294	339	45		1,214	966	△ 249		1,413	874	△ 539		29,565	28,600	△ 965						
	運営費交付金による収入	969	979	11		9,485	9,734	248		293	339	45	(注3)	949	728	△ 220	(注5)	—	—	—		3,812	4,081	269						
	受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,413	874	△ 539	(注6)	15,508	15,861	353						
	その他の収入	8	7	△ 2	(注1)	12,247	11,500	△ 748		0	0	△ 0	(注4)	265	237	△ 28	(注5)	—	—	—		123	121	△ 1						
	投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—						
	財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—						
前期中目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	387	387							

（単位：百万円）

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務の支出実績が少なかったことにより、岩手県からの収入が減少したことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費予算配分を見直したことによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、DV等被害者法律相談援助業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注5) 業務活動による支出、運営費交付金による収入及びその他の収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分689百万円及び政府出資金351百万円である。

令和元事業年度 資金計画

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

区分	国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計		
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	備考
資金支出	13,761	14,688	927		158	153	△ 5		1,074	901	△ 173		1,528	1,236	△ 293		16,521	16,977	456
経常費用	13,761	14,688	927		158	153	△ 5		1,074	901	△ 173		1,528	1,236	△ 293		16,521	16,977	456
業務活動による支出	13,761	14,688	927		158	153	△ 5		1,074	901	△ 173	(注1)	1,528	1,236	△ 293	(注2)	16,521	16,977	456
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
資金収入	13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247		1,620	1,401	△ 219		16,613	16,995	382
業務活動による収入	13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247		1,620	1,401	△ 219		16,613	16,995	382
受託収入	13,761	14,615	854		158	152	△ 6		1,074	827	△ 247	(注1)	1,620	1,389	△ 230	(注3)	16,613	16,983	370
その他の収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	12	12	(注4)	—	12	12 (注4)
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—

(注1) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの予算配分を見直したことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注3) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの受託収入予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。

令和元年度日本司法支援センター契約状況表

(令和2年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	39	34.8%	774,993,163	26.8%
うち一般競争入札	33	29.5%	670,081,636	23.2%
うち総合評価方式	3	2.7%	9,449,800	0.3%
うち企画競争	3	2.7%	95,461,727	3.3%
競争性のない随意契約	73	65.2%	2,114,624,395	73.2%
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	45.5%	75,018,869	2.6%
会計監査人契約	1	0.9%	17,380,000	0.6%
官報公告契約	1	0.9%	2,329,800	0.1%
他との互換性がない契約	12	10.7%	2,001,597,458	69.3%
その他の契約	8	7.1%	18,298,268	0.6%
合 計	112	100%	2,889,617,558	100%

※随意契約の主な内訳

	随契に占める割合(%)		随契に占める割合(%)	
事務所・宿舍の賃貸借契約	51件	69.9%	75,018,869円	3.5%
システム関係契約	9件	12.3%	1,968,120,258円	93.1%
合 計	60件	82.2%	2,043,139,127円	96.6%

(参考)

平成30年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	35	29.4%	310,233,425	4.1%
うち一般競争入札	31	26.1%	198,825,025	2.6%
うち総合評価方式	3	2.5%	88,808,400	1.2%
うち企画競争	1	0.8%	22,600,000	0.3%
競争性のない随意契約	84	70.6%	7,241,981,640	95.9%
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	42.9%	173,802,956	2.3%
会計監査人契約	1	0.9%	17,064,000	0.2%
官報公告契約	1	0.8%	2,100,800	0.1%
他との互換性がない契約	30	25.2%	7,047,413,884	93.2%
その他の契約	1	0.8%	1,600,000	0.1%
合 計	119	100%	7,552,215,065	100%

一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工事一式	H31.4.15	45,090,000	入札	54,075,600	83.38%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
2	日本司法支援センター青森地方事務所のレイアウト変更工事並びに法テラス青森法律事務所移転、什器・備品の調達及び廃棄一式	H31.4.19	4,877,280	入札	5,770,440	84.52%	青森県青森市問屋町1-15-22 株式会社ヒグチ	
3	サーバ機器等のデータ消去及び搬送等に係る委託契約一式	H31.4.24	1,846,800	入札	2,512,080	73.51%	神奈川県鎌倉市台1-1-6 日本通運株式会社藤沢支店	
4	法テラス法律事務所業務用USBメモリ購入一式	H31.4.26	2,147,850	入札	4,137,480	51.91%	東京都港区三田1-4-28三田国際ビル NECネクスソリューションズ株式会社	
5	全国法律事務所用PC端末等の更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守調達一式	R1.5.17	34,049,808	入札 (不落随契)	34,093,440	99.87%	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会 東京都港区西新橋1-3-1 日立キャピタル株式会社	
6	日本司法支援センター広報誌印刷・発送業務一式	R1.7.26	4,212,000	入札	4,300,560	97.94%	島根県出雲市平田町993 株式会社 報光社	
7	平成30年度版法テラス白書印刷・製本・電子データ作成・発送業務一式	R1.8.2	1,176,822	入札	1,736,640	67.76%	東京都中央区銀座7-16-21 株式会社アイネット	
8	日本司法支援センター民事法律扶助立替集金代行等委託業務一式	R1.8.21	56,527,470	入札	72,911,880	77.52%	岐阜県岐阜市日置江1-58 株式会社電算システム	
9	令和元年度日本司法支援センター認知状況等調査業務一式	R1.10.15	1,320,000	入札	1,740,200	75.85%	東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティータワー4階 株式会社アスマーク	
10	弁護士賠償責任保険契約一式	R1.10.23	1,323,490	入札	1,323,490	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
11	口座振替による民事法律扶助に係る償還金の集金代行業務	R1.11.12	101,336,400	入札	117,651,600	86.13%	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	
12	標的型攻撃メール訓練業務一式	R1.11.19	946,000	入札	1,563,100	60.52%	東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティータワー4階 株式会社アスマーク	
13	犯罪被害者支援業務広報用リーフレット印刷・発送等業務一式	R1.11.19	1,092,025	入札	1,568,600	69.61%	東京都品川区豊町5-14-15 株式会社シナガワプランニング	
14	デジタルフルカラー複合機等37台保守付リース契約一式	R1.11.27	32,653,500	入札	63,294,000	51.59%	東京都港区芝浦1-1-1 コニカミノルタジャパン株式会社	
15	第三世代データ保全システム用機器の賃貸借及び保守に係る調達一式	R1.11.28	60,062,420	入札	64,269,700	93.45%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 IBJL東芝リース株式会社	
16	令和元年度日本司法支援センターリーフレット等印刷・発送業務一式	R1.12.3	3,041,401	入札	3,672,900	82.80%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
17	民事法律扶助立替金の償還に係る集金代行等委託業務	R1.12.4	185,565,600	入札	286,973,500	64.66%	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	
18	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	R1.12.16	2,420,000	入札	2,686,200	90.09%	埼玉県川口市金山町12-1サウスゲートタワー川口1313 株式会社しごとば	
19	法律事務所関係規程集印刷・発送等業務一式	R1.12.16	2,277,000	入札	3,137,200	72.58%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
20	日本司法支援センター山口地方事務所及び山口法律事務所移転工事一式(C工事)	R1.12.25	26,290,000	入札	30,299,500	86.76%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
21	民事法律扶助のしおり印刷発送業務一式	R2.1.9	1,335,092	入札	1,945,900	68.61%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
22	東日本大震災法律援助事業等の周知のための広報業務一式	R2.1.21	9,835,122	入札	11,179,300	87.97%	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	
23	日本司法支援センター本部事務用椅子更新一式	R2.2.17	36,866,060	入札	43,849,300	84.07%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	

別紙4 第2表の1

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
24	令和2年度社会保険労務士との業務委託契約	R2.2.21	3,102,000	入札	3,977,600	77.98%	東京都足立区千住1-26-1-4F 社会保険労務士法人 同友	
25	令和2年度職員採用試験における採用事務委託業務一式	R2.2.25	4,105,200	入札	4,920,300	83.43%	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー35F テクノブレン株式会社	
26	令和2年度産業医等委託業務一式	R2.2.26	3,049,200	入札	4,240,500	71.90%	東京都港区芝公園2-11-1 株式会社エス・エム・エス	
27	令和2年度被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	14,256,000	入札	15,734,400	90.60%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
28	令和2年度被災地出張所(福島県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	7,233,600	入札	7,616,400	94.97%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
29	令和2年度被災地出張所(岩手県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	8,184,000	入札	9,279,600	88.19%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
30	法テラス法律事務所グループウェアライセンスの購入一式	R2.2.26	2,822,820	入札	2,946,900	95.78%	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
31	令和2年度リサイクルPPC用紙一式(単価契約)	R2.3.3	3,762,156	入札	4,194,300	89.69%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	
32	日本司法支援センター本部自動車運行管理業務	R2.3.30	5,426,520	入札	5,923,500	91.61%	東京都中央区日本橋富沢町5-4ゲンベビル 株式会社トーケイ	
33	戸籍附票又は住民票の写し取得代行業務一式	R3.3.11	1,848,000	入札 (不落随契)	1,897,000	97.41%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレスレージビル2階 キャリアエージェンシー株式会社	取得代行1件 当たり264円 (税込)
	合 計		670,081,636					

総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	2019年度 広報誌「ほうてらす」制作業務委託一式	H31.4.1	3,402,000	入札 (総合評価)	4,736,880	71.81%	東京都渋谷区神宮前2-26-8 株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ	
2	「民事法律扶助のしおり」等の広報物に係る翻訳業務一式	R2.2.25	2,197,800	入札 (総合評価)	2,352,900	93.40%	東京都港区赤坂3-4-4 専修赤坂ビル5F・6F 株式会社エアクレーレン	
3	令和2年度日本司法支援センター広報誌「ほうてらす」制作業務一式	R2.3.30	3,850,000	入札 (総合評価)	4,814,700	79.96%	福岡県福岡市中央区天神2-14-8 株式会社第一エージェンシー	
	合 計		9,449,800					

企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター動画広告出稿業務一式	R1.8.6	21,992,727	随意 (企画競争)	22,400,000	98.18%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
2	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託契約	R2.1.29	7,546,000	随意 (企画競争)	8,624,000	87.50%	東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6 朝日生命須長ビル 株式会社バルク	
3	令和2年度インターネット広告出稿業務一式	R2.2.28	65,923,000	随意 (企画競争)	67,320,000	97.92%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
	合 計		95,461,727					

随意契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	秋田県秋田市大町3丁目1-13 那波合名会社
2	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	2,157,648	随意	2,157,648	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
3	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,116,960	随意	1,116,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,433,700	随意	1,433,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	991,968	随意	991,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
6	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,003,200	随意	1,003,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
7	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,839,742	随意	1,839,742	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県宇佐市大字上乙女738番地 有限会社熊埜御堂酒屋
8	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.2	1,366,656	随意	1,366,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五549番地 株式会社夢想
9	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	2,460,000	随意	2,460,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県新潟市中央区礎町通3ノ町2128番地 株式会社WADAグループホールディングス
10	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
11	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,967,240	随意	1,967,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号 株式会社ニシムタ
12	山梨地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,182,936	随意	1,182,936	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
13	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.11	1,653,940	随意	1,653,940	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都目黒区目黒本町3-12-10 合同会社大宮企画
14	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.14	925,800	随意	925,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区内神田1丁目7-1鎌倉橋ビルディング6階 青葉台アソシエイツ有限責任事業組合
15	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.20	1,078,560	随意	1,078,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
16	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工事一式	H31.4.25	16,653,600	随意	16,689,240	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市中央区大通西4-1 株式会社竹中工務店 北海道支店
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
17	本部借上宿舍賃貸借契約	R1.5.1	1,838,880	随意	1,838,880	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
18	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工事一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
19	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
20	日本司法支援センター本部民事法律扶助第一課労働者派遣業務	R1.5.24	7,248,690	随意	8,583,975	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都新宿区西新宿1-25-1 アデコ株式会社
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
21	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工事一式	R1.6.17	6,300,000	随意	6,372,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
22	日本司法支援センター神奈川地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,686,387	随意	2,259,900	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	神奈川県横浜市区西みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー マンパワーグループ株式会社
23	日本司法支援センター東京地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,001,376	随意	1,185,840	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル アデコ株式会社
24	日本司法支援センター大阪地方事務所労働者派遣業務	R1.7.12	2,274,885	随意	2,274,885	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
25	日本司法支援センター愛知地方事務所労働者派遣業務	R1.7.18	1,908,360	随意	1,908,360	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
-	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工事一式(変更契約)	R1.7.18	5,292,000	随意	5,292,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
26	令和1事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R1.9.6	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
27	平成30事業年度財務諸表官報公告	R1.9.17	2,329,800	随意	2,329,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
28	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シテイライズ法律事務所
29	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.9.30	1,015,104	随意	1,015,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
30	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,039,968	随意	1,039,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県大分市新川町1丁目11-15 株式会社エブリフィット
31	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,128,840	随意	1,128,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	栃木県宇都宮市桜1-1-3 有限会社大島商事
32	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,710,432	随意	1,710,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
33	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.18	1,031,440	随意	1,031,440	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
34	A側_ファイルサーバ(J:)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
35	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.6	1,657,900	随意	1,657,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
36	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.10	1,696,375	随意	1,696,375	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
37	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.13	1,815,700	随意	1,815,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岩手県宮古市大通一丁目3-18 株式会社すずや

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
38	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.16	1,230,240	随意	1,230,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
39	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,305,200	随意	1,305,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
40	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,252,800	随意	1,252,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道函館市追分町5番59号 有限会社堀井設備工業
41	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.20	1,277,500	随意	1,277,500	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道松山郡江差町宇柳崎町239 有限会社増川建設
42	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.22	1,527,432	随意	1,527,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
43	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.23	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
44	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
45	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社
46	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.1	874,200	随意	874,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
47	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
48	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.9	1,681,280	随意	1,681,280	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
49	山口地方事務所及び山口法律事務所移転工事一式(B工事)	R2.1.14	5,231,600	随意	6,179,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区国泰寺町2-2-28 西松建設・技公団・磯部工業建設共同企業体 代表者 西松建設株式会社中国支店
50	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.18	1,062,167	随意	1,062,167	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
51	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.28	1,311,775	随意	1,311,775	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
52	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,885,600	随意	1,885,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	京都府京都市上京区中立売堀川西入役人町260番地 佐わらび株式会社
53	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,371,640	随意	1,371,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
54	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,466,800	随意	2,466,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	和歌山県和歌山市太田4-5-5 野上ビル4階 積和不動産関西株式会社和歌山賃貸営業所
55	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,858,900	随意	2,858,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	兵庫県姫路市四郷町本郷128-4 有限会社弓行
56	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,108,000	随意	1,108,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
57	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,423,400	随意	1,423,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区吉野町4-9 NEXT.BILD 2F 株式会社ネクスト
58	神奈川地方事務所レイアウト変更工事一式	R2.2.18	1,797,510	随意	1,797,510	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	神奈川県横浜市中区野毛町4-173-2-1203 株式会社トミヤ
59	通話録音装置購入一式	R2.2.18	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	東京都北区王子本町1-18-8 株式会社サンビジコム
60	兵庫地方事務所阪神支部レイアウト変更工事一式	R2.2.19	1,105,060	随意	1,105,060	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	兵庫県神戸市中道通3-2-10 株式会社ドテヤマビジネス
61	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.23	1,738,560	随意	1,738,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
62	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.1	1,517,600	随意	1,517,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市市野沢138番地 有限会社北剛
63	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.16	961,920	随意	961,920	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第2号	個人名のため公表しない
64	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.18	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
65	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.19	1,459,882	随意	1,459,882	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
66	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社
67	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.24	2,281,300	随意	2,281,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
68	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
69	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.27	1,168,200	随意	1,168,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
70	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.30	1,883,600	随意	1,883,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区大手町3-1-9 株式会社長谷工ライブネット広島支店
71	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,475,760	随意	1,475,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構
72	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,842,300	随意	1,842,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
73	石川地方事務所借上げ宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,147,200	随意	1,147,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
	合 計		2,114,624,395					

随意契約一覧表（事務所及び借上宿舎）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	秋田県秋田市大町3丁目1-13 那波合名会社
2	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	2,157,648	随意	2,157,648	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
3	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,116,960	随意	1,116,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,433,700	随意	1,433,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	991,968	随意	991,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
6	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,003,200	随意	1,003,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
7	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,839,742	随意	1,839,742	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県宇佐市大字上乙女738番地 有限会社熊埜御堂酒屋
8	佐賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.2	1,366,656	随意	1,366,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五549番地 株式会社夢想
9	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	2,460,000	随意	2,460,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県新潟市中央区礎町通3ノ町2128番地 株式会社WADAグループホールディングス
10	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
11	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,967,240	随意	1,967,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号 株式会社ニシムタ
12	山梨地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,182,936	随意	1,182,936	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
13	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.11	1,653,940	随意	1,653,940	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都目黒区目黒本町3-12-10 合同会社大宮企画
14	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.14	925,800	随意	925,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区内神田1丁目7-1鎌倉橋ビルディング6階 青葉台アソシエイツ有限責任事業組合
15	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.20	1,078,560	随意	1,078,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
16	本部借上宿舎賃貸借契約	R1.5.1	1,838,880	随意	1,838,880	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
17	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R1.9.30	1,015,104	随意	1,015,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
18	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R1.10.1	1,039,968	随意	1,039,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県大分市新川町1丁目11-15 株式会社エブリフィット

別紙4 第3表(内訳1)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
19	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,128,840	随意	1,128,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	栃木県宇都宮市桜1-1-3 有限会社大島商事
20	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,710,432	随意	1,710,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
21	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.18	1,031,440	随意	1,031,440	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
22	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.6	1,657,900	随意	1,657,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
23	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.10	1,696,375	随意	1,696,375	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
24	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.13	1,815,700	随意	1,815,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岩手県宮古市大通一丁目3-18 株式会社すずや
25	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.16	1,230,240	随意	1,230,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
26	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,305,200	随意	1,305,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
27	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,252,800	随意	1,252,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道函館市追分町5番59号 有限会社堀井設備工業
28	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.20	1,277,500	随意	1,277,500	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道松山郡江差町字柳崎町239 有限会社増川建設
29	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.22	1,527,432	随意	1,527,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
30	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.23	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
31	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.1	874,200	随意	874,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
32	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.9	1,681,280	随意	1,681,280	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
33	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.18	1,062,167	随意	1,062,167	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
34	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.28	1,311,775	随意	1,311,775	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
35	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,885,600	随意	1,885,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	京都府京都市上京区中立売堀川西入役人町260番地 佐わらび株式会社
36	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,371,640	随意	1,371,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
37	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,466,800	随意	2,466,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	和歌山県和歌山市太田4-5-5 野上ビル4階 積和不動産関西株式会社和歌山賃貸営業所

別紙4 第3表(内訳1)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
38	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,858,900	随意	2,858,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	兵庫県姫路市四郷町本郷128-4 有限会社弓行
39	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,108,000	随意	1,108,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
40	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,423,400	随意	1,423,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区吉野町4-9 NEXT.BILD 2F 株式会社ネクスト
41	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.23	1,738,560	随意	1,738,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
42	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.1	1,517,600	随意	1,517,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市市野沢138番地 有限会社北剛
43	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.16	961,920	随意	961,920	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第2号	個人名のため公表しない
44	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.18	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
45	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.19	1,459,882	随意	1,459,882	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
46	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.24	2,281,300	随意	2,281,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
47	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.27	1,168,200	随意	1,168,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
48	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.30	1,883,600	随意	1,883,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区大手町3-1-9 株式会社長谷エライブネット広島支店
49	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,475,760	随意	1,475,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構
50	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,842,300	随意	1,842,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
51	石川地方事務所借上げ宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,147,200	随意	1,147,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
	合 計		75,018,869					

随意契約一覧表（会計監査）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	令和1事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R1.9.6	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
	合 計		17,380,000					

随意契約一覧表（官報公告）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	平成30事業年度財務諸表官報公告	R1.9.17	2,329,800	随意	2,329,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
	合 計		2,329,800					

随意契約一覧表(互換性なし)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工一式	H31.4.25	16,653,600	随意	16,689,240	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市中央区大通西4-1 株式会社竹中工務店 北海道支店
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
2	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
3	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
4	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工一式	R1.6.17	6,300,000	随意	6,372,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
-	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工一式(変更契約)	R1.7.18	5,292,000	随意	5,292,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
5	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
6	A側_ファイルサーバ(J:)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
7	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
8	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社
9	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
10	山口地方事務所及び山口法律事務所移転工一式(B工事)	R2.1.14	5,231,600	随意	6,179,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区国泰寺町2-2-28 西松建設・技公団・磯部工業建設共同企業体 代表者 西松建設株式会社中国支店
11	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
12	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
	合 計		2,001,597,458					

随意契約一覧表（その他）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	日本司法支援センター本部民事法律扶助第一課労働者派遣業務	R1.5.24	7,248,690	随意	8,583,975	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都新宿区西新宿1-25-1 アデコ株式会社
2	日本司法支援センター神奈川地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,686,387	随意	2,259,900	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	神奈川県横浜市区西みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー マンパワーグループ株式会社
3	日本司法支援センター東京地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,001,376	随意	1,185,840	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル アデコ株式会社
4	日本司法支援センター大阪地方事務所労働者派遣業務	R1.7.12	2,274,885	随意	2,274,885	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
5	日本司法支援センター愛知地方事務所労働者派遣業務	R1.7.18	1,908,360	随意	1,908,360	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
6	神奈川地方事務所レイアウト変更工事一式	R2.2.18	1,797,510	随意	1,797,510	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	神奈川県横浜市中区野毛町4-173-2-1203 株式会社トミヤ
7	通話録音装置購入一式	R2.2.18	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	東京都北区王子本町1-18-8 株式会社サンビジオム
8	兵庫地方事務所阪神支部レイアウト変更工事一式	R2.2.19	1,105,060	随意	1,105,060	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	兵庫県神戸市中道通3-2-10 株式会社ドテヤマビジネス
	合 計		18,298,268					

随意契約一覧表 (システム関係)

※内訳4 から抽出

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
2	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工事一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
3	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
5	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
6	A側_ファイルサーバ(J:)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
7	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
8	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社
9	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
11	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
12	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
	合 計		1,968,120,258					

「令和元年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国の規定上の金額と同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

(1) 「競争性のある契約」について（第2表の1ないし3）

競争性のある契約は39件で、全体件数に占める割合は34.8%であり、平成30年度の29.4%と比較して、約5%増加した。契約金額についても、全体金額に占める割合は26.8%と平成30年度の4.1%と比較して、約23%増加している

なお一者応札案件については、令和元年度は6件で、平成30年度の10件と比較して4件減少している。なお、一者応札となった案件の多くは、毎年入札手続きを行う案件において、これまでの入札結果を踏まえ、入札参加を見送った者が多かったことが要因となっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について（第3表）

競争性のない随意契約は73件で、全体件数に占める割合は65.2%であり、平成30年度の70.6%と比較して、約5%減少した。契約金額についても、全体金額に占める割合は73.2%と平成30年度の95.9%と比較して、約23%減少している。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第3表（内訳1））

随意契約の件数比率が高い要因の一つとして、①事務所及び②職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が挙げられ、令和元年度は、51件であり、契約全体（112件）の45.5%、随意契約全体（73件）の69.9%を占めている。

これらの賃貸借契約は、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指しており、これを達成するため、国民が支援センターを利用しやすい場所にある必要があり、かつ業務量に見合う床面積を確保する必要があること等を考慮しなければならないこと、②については、支援センター職員の能率的な業務遂行を確保するため、当該職員が勤務する事務所からの通勤の利便等を考慮しなければならないほか、賃貸借契約に係る費用を低減させるため、契約対象物件を原則として敷金・礼金のない独立行政法人都市再生機構が管理する物件又はこれに準じる条件である物件としていることを考慮しなければならないことから、いずれも賃貸借を行う建物の所在地等が制限され、結果としてその所在地等において賃貸借を行っている者と契約することになるため、「その場所でないと業務の

目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの」（総務省行政管理局「独立行政法人における随意契約の見直し状況について」で示された基準）として随意契約を行っている。

なお、対象物件によって賃料が異なるが、これらの賃貸借契約を行うに当たり、①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、②についても、同様に複数物件の諸条件を総合的に勘案した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳2及び3））

これらの契約については、法令等により契約の相手方が限定されていることから、随意契約を行ったものである。

(3) 他との互換性がない契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳4）のとおり12件で全体の10.7%、契約金額にして約20億159万円で全体の69.3%となっている。これらの案件について、随意契約とした主な理由は以下のとおりである。

ア 事務所の工事（第3表 No. 21 ほか）

令和元年度は、7月に移転した札幌地方事務所の原状回復工事及び本年5月に移転した山口地方事務所の移転工事を発注したが、これらの工事は、賃貸人が指定した工事業者が工事を行うことが賃貸借契約等で決められているため、賃貸人が指定した工事業者と随意契約を行ったものである。

イ システム関係業務委託契約（第3表（内訳6））

これらの契約は、支援センターが業務上使用しているシステムの契約期間延長に伴う変更契約等であり、必然的に原契約を行っている相手方と契約することとなることから、当該業者と随意契約を行ったものである。

(4) その他の契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「その他の契約」の全体件数は第3表（内訳5）のとおり8件で全体の7.1%、契約金額にして約1,829万円で全体の0.6%となっている。これらの案件について、随意契約とした主な理由は以下のとおりである。

ア 労働者派遣契約（第3表 No. 20 ほか）

令和元年5月から稼働している業務統合管理システムについて、稼働当初、当該システムの動作が不安であることを原因として、民事法律扶助業務の事件処理が大量に停滞し、当該業務にかかる利用者に対し適切な業務提供ができない等の状態が発生したことから、これを処理するために緊急に労働派遣事業者と随意契約を行ったものである。

イ レイアウト変更工事等（第3表 No. 58 ほか）

予定価格が契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条に定める金額以下であったことから、随意契約を行ったものである。

3 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 23 条の規定に基づきいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

4 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約手続を行う場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

5 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記 4 のとおり契約手続の原則的な取扱いを一般競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を受けることにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を受けるものとしている。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。

追加資料

日本司法支援センター評価委員会第64回会議後、別紙4の一部に誤りがあったこと（2件の契約が反映されていなかったこと）が判明したため、別紙4につき修正後のものを合わせて掲示いたします。

令和元年度日本司法支援センター契約状況表

(令和2年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	39	34.5%	774,993,163	26.7%
うち一般競争入札	33	29.2%	670,081,636	23.1%
うち総合評価方式	3	2.7%	9,449,800	0.3%
うち企画競争	3	2.7%	95,461,727	3.3%
競争性のない随意契約	74	65.5%	2,123,078,720	73.3%
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	45.1%	75,018,869	2.6%
会計監査人契約	1	0.9%	17,380,000	0.6%
官報公告契約	1	0.9%	2,329,800	0.1%
他との互換性がない契約	12	10.6%	2,008,775,783	69.3%
その他の契約	9	8.0%	19,574,268	0.7%
合 計	113	100%	2,898,071,883	100%

※小数点第四位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

※随意契約の主な内訳		随契に占める割合(%)		随契に占める割合(%)
事務所・宿舍の賃貸借契約	51件	68.9%	75,018,869円	3.5%
システム関係契約	9件	12.2%	1,968,120,258円	92.7%
合 計	60件	81.1%	2,043,139,127円	96.2%

(参考)
平成30年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	35	29.4%	310,233,425	4.1%
うち一般競争入札	31	26.1%	198,825,025	2.6%
うち総合評価方式	3	2.5%	88,808,400	1.2%
うち企画競争	1	0.8%	22,600,000	0.3%
競争性のない随意契約	84	70.6%	7,241,981,640	95.9%
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	42.9%	173,802,956	2.3%
会計監査人契約	1	0.9%	17,064,000	0.2%
官報公告契約	1	0.8%	2,100,800	0.1%
他との互換性がない契約	30	25.2%	7,047,413,884	93.2%
その他の契約	1	0.8%	1,600,000	0.1%
合 計	119	100%	7,552,215,065	100%

一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工事一式	H31.4.15	45,090,000	入札	54,075,600	83.38%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
2	日本司法支援センター青森地方事務所のレイアウト変更工事並びに法テラス青森法律事務所移転、什器・備品の調達及び廃棄一式	H31.4.19	4,877,280	入札	5,770,440	84.52%	青森県青森市問屋町1-15-22 株式会社ヒグチ	
3	サーバ機器等のデータ消去及び搬送等に係る委託契約一式	H31.4.24	1,846,800	入札	2,512,080	73.51%	神奈川県鎌倉市台1-1-6 日本通運株式会社藤沢支店	
4	法テラス法律事務所業務用USBメモリ購入一式	H31.4.26	2,147,850	入札	4,137,480	51.91%	東京都港区三田1-4-28三田国際ビル NECネクサソリューションズ株式会社	
5	全国法律事務所用PC端末等の更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守調達一式	R1.5.17	34,049,808	入札 (不落随契)	34,093,440	99.87%	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会 東京都港区西新橋1-3-1 日立キャピタル株式会社	
6	日本司法支援センター広報誌印刷・発送業務一式	R1.7.26	4,212,000	入札	4,300,560	97.94%	島根県出雲市平田町993 株式会社 報光社	
7	平成30年度版法テラス白書印刷・製本・電子データ作成・発送業務一式	R1.8.2	1,176,822	入札	1,736,640	67.76%	東京都中央区銀座7-16-21 株式会社アイネット	
8	日本司法支援センター民事法律扶助立替集金代行等委託業務一式	R1.8.21	56,527,470	入札	72,911,880	77.52%	岐阜県岐阜市日置江1-58 株式会社電算システム	
9	令和元年度日本司法支援センター認知状況等調査業務一式	R1.10.15	1,320,000	入札	1,740,200	75.85%	東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティータワー4階 株式会社アスマーク	
10	弁護士賠償責任保険契約一式	R1.10.23	1,323,490	入札	1,323,490	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
11	口座振替による民事法律扶助に係る償還金の集金代行業務	R1.11.12	101,336,400	入札	117,651,600	86.13%	大阪府浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	
12	標的型攻撃メール訓練業務一式	R1.11.19	946,000	入札	1,563,100	60.52%	東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティータワー4階 株式会社アスマーク	
13	犯罪被害者支援業務広報用リーフレット印刷・発送等業務一式	R1.11.19	1,092,025	入札	1,568,600	69.61%	東京都品川区豊町5-14-15 株式会社シナガワブランニング	
14	デジタルフルカラー複合機等37台保守付リース契約一式	R1.11.27	32,653,500	入札	63,294,000	51.59%	東京都港区芝浦1-1-1 コニカミノルタジャパン株式会社	
15	第三世代データ保全システム用機器の賃貸借及び保守に係る調達一式	R1.11.28	60,062,420	入札	64,269,700	93.45%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 IBJL東芝リース株式会社	
16	令和元年度日本司法支援センターリーフレット等印刷・発送業務一式	R1.12.3	3,041,401	入札	3,672,900	82.80%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
17	民事法律扶助立替金の償還に係る集金代行等委託業務	R1.12.4	185,565,600	入札	286,973,500	64.66%	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	
18	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	R1.12.16	2,420,000	入札	2,686,200	90.09%	埼玉県川口市金山町12-1サウスゲートタワー川口1313 株式会社しごとば	
19	法律事務所関係規程集印刷・発送等業務一式	R1.12.16	2,277,000	入札	3,137,200	72.58%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
20	日本司法支援センター山口地方事務所及び山口法律事務所移転工事一式(C工事)	R1.12.25	26,290,000	入札	30,299,500	86.76%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
21	民事法律扶助のしおり印刷発送業務一式	R2.1.9	1,335,092	入札	1,945,900	68.61%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959番地 敷島印刷株式会社	
22	東日本大震災法律援助事業等の周知のための広報業務一式	R2.1.21	9,835,122	入札	11,179,300	87.97%	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	
23	日本司法支援センター本部事務用椅子更新一式	R2.2.17	36,866,060	入札	43,849,300	84.07%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	

別紙4 第2表の1

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
24	令和2年度社会保険労務士との業務委託契約	R2.2.21	3,102,000	入札	3,977,600	77.98%	東京都足立区千住1-26-1-4F 社会保険労務士法人 同友	
25	令和2年度職員採用試験における採用事務委託業務一式	R2.2.25	4,105,200	入札	4,920,300	83.43%	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 35F テクノブレイン株式会社	
26	令和2年度産業医等委託業務一式	R2.2.26	3,049,200	入札	4,240,500	71.90%	東京都港区芝公園2-11-1 株式会社エス・エム・エス	
27	令和2年度被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	14,256,000	入札	15,734,400	90.60%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
28	令和2年度被災地出張所(福島県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	7,233,600	入札	7,616,400	94.97%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
29	令和2年度被災地出張所(岩手県)自動車運行管理業務一式	R2.2.26	8,184,000	入札	9,279,600	88.19%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
30	法テラス法律事務所グループウェアライセンスの購入一式	R2.2.26	2,822,820	入札	2,946,900	95.78%	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
31	令和2年度リサイクルPPC用紙一式(単価契約)	R2.3.3	3,762,156	入札	4,194,300	89.69%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	
32	日本司法支援センター本部自動車運行管理業務	R2.3.30	5,426,520	入札	5,923,500	91.61%	東京都中央区日本橋富沢町5-4ゲンベビル 株式会社トーケイ	
33	戸籍附票又は住民票の写し取得代行業務一式	R3.3.11	1,848,000	入札 (不落随契)	1,897,000	97.41%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレスレージビル2階 キャリアエージェンシー株式会社	取得代行1件 当たり264円 (税込)
	合 計		670,081,636					

総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	2019年度 広報誌「ほうてらす」制作業務委託一式	H31.4.1	3,402,000	入札 (総合評価)	4,736,880	71.81%	東京都渋谷区神宮前2-26-8 株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ	
2	「民事法律扶助のしおり」等の広報物に係る 翻訳業務一式	R2.2.25	2,197,800	入札 (総合評価)	2,352,900	93.40%	東京都港区赤坂3-4-4 専修赤坂ビル5F・6F 株式会社エアクレーレン	
3	令和2年度日本司法支援センター広報誌 「ほうてらす」制作業務一式	R2.3.30	3,850,000	入札 (総合評価)	4,814,700	79.96%	福岡県福岡市中央区天神2-14-8 株式会社第一エージェンシー	
	合 計		9,449,800					

企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター動画広告出稿業務一式	R1.8.6	21,992,727	随意 (企画競争)	22,400,000	98.18%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
2	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託契約	R2.1.29	7,546,000	随意 (企画競争)	8,624,000	87.50%	東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6 朝日生命須長ビル 株式会社バルク	
3	令和2年度インターネット広告出稿業務一式	R2.2.28	65,923,000	随意 (企画競争)	67,320,000	97.92%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
	合 計		95,461,727					

随意契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	秋田県秋田市大町3丁目1-13 那波合名会社
2	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	2,157,648	随意	2,157,648	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
3	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,116,960	随意	1,116,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,433,700	随意	1,433,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	991,968	随意	991,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
6	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,003,200	随意	1,003,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
7	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.1	1,839,742	随意	1,839,742	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県宇佐市大字上乙女738番地 有限会社熊埜御堂酒屋
8	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.2	1,366,656	随意	1,366,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五549番地 株式会社夢想
9	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	2,460,000	随意	2,460,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県新潟市中央区礎町通3ノ町2128番地 株式会社WADAグループホールディングス
10	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
11	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,967,240	随意	1,967,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号 株式会社ニシムタ
12	山梨地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.10	1,182,936	随意	1,182,936	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
13	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.11	1,653,940	随意	1,653,940	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都目黒区目黒本町3-12-10 合同会社大宮企画
14	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H31.4.14	925,800	随意	925,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区内神田1丁目7-1鎌倉橋ビルディング6階 青葉台アソシエイツ有限責任事業組合
15	本部借上宿舍賃貸借契約	H31.4.20	1,078,560	随意	1,078,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
16	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工一式	H31.4.25	16,653,600	随意	16,689,240	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市中央区大通西4-1 株式会社竹中工務店 北海道支店
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
17	本部借上宿舍賃貸借契約	R1.5.1	1,838,880	随意	1,838,880	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
18	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
19	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
20	日本司法支援センター本部民事法律扶助第一課労働者派遣業務	R1.5.24	7,248,690	随意	8,583,975	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都新宿区西新宿1-25-1 アデコ株式会社
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロント SCSK株式会社
21	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工事一式	R1.6.17	6,300,000	随意	6,372,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング
22	日本司法支援センター神奈川地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,686,387	随意	2,259,900	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	神奈川県横浜市区西みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー マンパワーグループ株式会社
23	日本司法支援センター東京地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,001,376	随意	1,185,840	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル アデコ株式会社
24	日本司法支援センター大阪地方事務所労働者派遣業務	R1.7.12	2,274,885	随意	2,274,885	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
25	日本司法支援センター愛知地方事務所労働者派遣業務	R1.7.18	1,908,360	随意	1,908,360	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
-	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工事一式(変更契約)	R1.7.18	5,292,000	随意	5,292,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6 マルミ工藤建設株式会社
26	令和1事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R1.9.6	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第2号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
27	平成30事業年度財務諸表官報公告	R1.9.17	2,329,800	随意	2,329,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
28	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シテイライツ法律事務所
29	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.9.30	1,015,104	随意	1,015,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
30	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,039,968	随意	1,039,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県大分市新川町1丁目11-15 株式会社エブリフィット
31	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,128,840	随意	1,128,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	栃木県宇都宮市桜1-1-3 有限会社大島商事
32	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,710,432	随意	1,710,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
33	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.18	1,031,440	随意	1,031,440	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
34	A側_ファイルサーバ(J:)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
35	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.6	1,657,900	随意	1,657,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
36	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.10	1,696,375	随意	1,696,375	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
37	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.13	1,815,700	随意	1,815,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岩手県宮古市大通一丁目3-18 株式会社すずや

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
38	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.16	1,230,240	随意	1,230,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
39	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,305,200	随意	1,305,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
40	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,252,800	随意	1,252,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道函館市追分町5番59号 有限会社堀井設備工業
41	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.20	1,277,500	随意	1,277,500	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道松山郡江差町字柳崎町239 有限会社増川建設
42	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.22	1,527,432	随意	1,527,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
43	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.23	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
44	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
45	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社
46	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.1	874,200	随意	874,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
47	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
48	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.9	1,681,280	随意	1,681,280	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
49	山口地方事務所及び山口法律事務所移転工事一式(B工事)	R2.1.14	5,231,600	随意	6,179,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区国泰寺町2-2-28 西松建設・技公団・磯部工業建設共同企業体 代表者 西松建設株式会社中国支店
50	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.18	1,062,167	随意	1,062,167	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
51	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.28	1,311,775	随意	1,311,775	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
52	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,885,600	随意	1,885,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	京都府京都市上京区中立売堀川西入役人町260番地 佐わらび株式会社
53	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,371,640	随意	1,371,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
54	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,466,800	随意	2,466,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	和歌山県和歌山市太田4-5-5 野上ビル4階 積和不動産関西株式会社和歌山賃貸営業所
55	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,858,900	随意	2,858,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	兵庫県姫路市四郷町本郷128-4 有限会社弓行
56	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,108,000	随意	1,108,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない

別紙4 第3表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
57	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,423,400	随意	1,423,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区吉野町4-9 NEXT.BILD 2F 株式会社ネクスト
58	神奈川地方事務所レイアウト変更工事一式	R2.2.18	1,797,510	随意	1,797,510	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	神奈川県横浜市中区野毛町4-173-2-1203 株式会社トミヤ
59	通話録音装置購入一式	R2.2.18	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	東京都北区王子本町1-18-8 株式会社サンビجوم
60	兵庫地方事務所阪神支部レイアウト変更工事一式	R2.2.19	1,105,060	随意	1,105,060	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	兵庫県神戸市中道通3-2-10 株式会社ドテヤマビジネス
61	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.23	1,738,560	随意	1,738,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
62	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.1	1,517,600	随意	1,517,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市市野沢138番地 有限会社北剛
63	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.16	961,920	随意	961,920	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第2号	個人名のため公表しない
64	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.18	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
65	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.19	1,459,882	随意	1,459,882	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
66	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社
67	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.24	2,281,300	随意	2,281,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
68	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
69	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.27	1,168,200	随意	1,168,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
70	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.30	1,883,600	随意	1,883,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区大手町3-1-9 株式会社長谷工ライプネット広島支店
71	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,475,760	随意	1,475,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構
72	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,842,300	随意	1,842,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
73	石川地方事務所借上げ宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,147,200	随意	1,147,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
-	東日本大震災法律援助事業等の周知のための広報業務一式(変更契約)	R2.2.17	7,178,325	随意	8,721,831	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー
74	鯉ヶ沢法律事務所、電子錠購入、設置	R2.3.27	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字赤石町字大和田33-2 株式会社世永建設
	合 計		2,123,078,720					

随意契約一覧表（事務所及び借上宿舎）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	秋田県秋田市大町3丁目1-13 那波合名会社
2	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	2,157,648	随意	2,157,648	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
3	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,116,960	随意	1,116,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,433,700	随意	1,433,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	991,968	随意	991,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
6	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,003,200	随意	1,003,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
7	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.1	1,839,742	随意	1,839,742	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県宇佐市大字上乙女738番地 有限会社熊塾御堂酒屋
8	佐賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.2	1,366,656	随意	1,366,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五549番地 株式会社夢想
9	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	2,460,000	随意	2,460,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県新潟市中央区礎町通3ノ町2128番地 株式会社WADAグループホールディングス
10	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
11	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,967,240	随意	1,967,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号 株式会社ニシムタ
12	山梨地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.10	1,182,936	随意	1,182,936	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
13	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.11	1,653,940	随意	1,653,940	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都目黒区目黒本町3-12-10 合同会社大宮企画
14	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.4.14	925,800	随意	925,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区内神田1丁目7-1鎌倉橋ビルディング6階 青葉台アソシエイツ有限責任事業組合
15	本部借上宿舎賃貸借契約	H31.4.20	1,078,560	随意	1,078,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
16	本部借上宿舎賃貸借契約	R1.5.1	1,838,880	随意	1,838,880	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ
17	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R1.9.30	1,015,104	随意	1,015,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
18	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R1.10.1	1,039,968	随意	1,039,968	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大分県大分市新川町1丁目11-15 株式会社エブリフィット

別紙4 第3表(内訳1)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
19	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,128,840	随意	1,128,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	栃木県宇都宮市桜1-1-3 有限会社大島商事
20	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.1	1,710,432	随意	1,710,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
21	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.10.18	1,031,440	随意	1,031,440	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
22	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.6	1,657,900	随意	1,657,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
23	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.10	1,696,375	随意	1,696,375	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
24	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.13	1,815,700	随意	1,815,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岩手県宮古市大通一丁目3-18 株式会社すずや
25	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.16	1,230,240	随意	1,230,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
26	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,305,200	随意	1,305,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
27	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.17	1,252,800	随意	1,252,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道函館市追分町5番59号 有限会社堀井設備工業
28	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.20	1,277,500	随意	1,277,500	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道松山郡江差町字柳崎町239 有限会社増川建設
29	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.22	1,527,432	随意	1,527,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
30	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R1.12.23	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ
31	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.1	874,200	随意	874,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
32	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.9	1,681,280	随意	1,681,280	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
33	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.18	1,062,167	随意	1,062,167	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
34	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.28	1,311,775	随意	1,311,775	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
35	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,885,600	随意	1,885,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	京都府京都市上京区中立売堀川西入役人町260番地 佐わらび株式会社
36	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.1.31	1,371,640	随意	1,371,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
37	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,466,800	随意	2,466,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	和歌山県和歌山市太田4-5-5 野上ビル4階 積和不動産関西株式会社和歌山賃貸営業所

別紙4 第3表(内訳1)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
38	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	2,858,900	随意	2,858,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	兵庫県姫路市四郷町本郷128-4 有限会社弓行
39	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,108,000	随意	1,108,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
40	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.1	1,423,400	随意	1,423,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区吉野町4-9 NEXT.BILD 2F 株式会社ネクスト
41	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.2.23	1,738,560	随意	1,738,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
42	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.1	1,517,600	随意	1,517,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市市野沢138番地 有限会社北剛
43	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.16	961,920	随意	961,920	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第2号	個人名のため公表しない
44	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.18	1,176,750	随意	1,176,750	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
45	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.19	1,459,882	随意	1,459,882	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
46	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.24	2,281,300	随意	2,281,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社
47	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.27	1,168,200	随意	1,168,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
48	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.30	1,883,600	随意	1,883,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区大手町3-1-9 株式会社長谷エライブネット広島支店
49	本部借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,475,760	随意	1,475,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構
50	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,842,300	随意	1,842,300	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
51	石川地方事務所借上げ宿舍賃貸借契約	R2.3.31	1,147,200	随意	1,147,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
	合 計		75,018,869					

随意契約一覧表（会計監査）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	令和1事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R1.9.6	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
	合 計		17,380,000					

随意契約一覧表（官報公告）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	平成30事業年度財務諸表官報公告	R1.9.17	2,329,800	随意	2,329,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
	合 計		2,329,800					

随意契約一覧表（互換性なし）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	日本司法支援センター札幌地方事務所事務所移転工一式	H31.4.25	16,653,600	随意	16,689,240	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市中央区大通西4-1株式会社竹中工務店 北海道支店
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
2	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
3	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3株式会社富士通マーケティング
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
4	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工一式	R1.6.17	6,300,000	随意	6,372,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6マルミ工藤建設株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3株式会社富士通マーケティング
-	日本司法支援センター札幌地方事務所原状回復工一式(変更契約)	R1.7.18	5,292,000	随意	5,292,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道札幌市東区北16条東10丁目5-6マルミ工藤建設株式会社
5	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5シティライツ法律事務所
6	A側_ファイルサーバ(J:)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25東芝ITサービス株式会社
7	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロントSCSK株式会社
8	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3東京センチュリー株式会社
9	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング
10	山口地方事務所及び山口法律事務所移転工一式(B工事)	R2.1.14	5,231,600	随意	6,179,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	広島市中区国泰寺町2-2-28西松建設・技公団・磯部工業建設共同企業体 代表者 西松建設株式会社中国支店
11	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28NECネクスソリューションズ株式会社
12	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5シティライツ法律事務所
-	東日本大震災法律援助事業等の周知のための広報業務一式(変更契約)	R2.2.17	7,178,325	随意	8,721,831	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区富士見2-1-12株式会社読売エージェンシー
	合 計		2,008,775,783					

随意契約一覧表（その他）

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	日本司法支援センター本部民事法律扶助第一課労働者派遣業務	R1.5.24	7,248,690	随意	8,583,975	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都新宿区西新宿1-25-1 アデコ株式会社
2	日本司法支援センター神奈川地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,686,387	随意	2,259,900	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー マンパワーグループ株式会社
3	日本司法支援センター東京地方事務所労働者派遣業務	R1.7.11	1,001,376	随意	1,185,840	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル アデコ株式会社
4	日本司法支援センター大阪地方事務所労働者派遣業務	R1.7.12	2,274,885	随意	2,274,885	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
5	日本司法支援センター愛知地方事務所労働者派遣業務	R1.7.18	1,908,360	随意	1,908,360	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートスタッフィング
6	神奈川地方事務所レイアウト変更工事一式	R2.2.18	1,797,510	随意	1,797,510	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	神奈川県横浜市中区野毛町4-173-2-1203 株式会社トミヤ
7	通話録音装置購入一式	R2.2.18	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	東京都北区王子本町1-18-8 株式会社サンビコム
8	兵庫地方事務所阪神支部レイアウト変更工事一式	R2.2.19	1,105,060	随意	1,105,060	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	兵庫県神戸市中道通3-2-10 株式会社ドデヤマビジネス
9	鯉ヶ沢法律事務所、電子錠購入、設置	R2.3.27	1,276,000	随意	1,276,000	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字赤石町字大和田33-2 株式会社世永建設
	合 計		19,574,268					

随意契約一覧表（システム関係）

※内訳4 から抽出

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H31.4.26	101,269,440	随意	102,364,560	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
2	IDC設置のサーバラック原状回復工事及び光回線撤去工事一式	R1.5.9	1,047,600	随意	1,047,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
3	情報共有システムに係る構築・カスタマイズ保守業務委託契約	R1.5.20	2,300,400	随意	2,625,480	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3株式会社富士通マーケティング
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	R1.5.31	72,783,360	随意	73,596,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20豊洲フロントSCSK株式会社
-	データ保全センター賃借等変更契約	R1.6.28	1,632,312	随意	1,697,112	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3株式会社富士通マーケティング
5	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R1.9.27	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5シテイライツ法律事務所
6	A側ファイルサーバ(J.)の構築に係る第三世代インフラ共通基盤の改修等請負業務一式	R1.12.2	2,745,600	随意	2,745,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25東芝ITサービス株式会社
7	日本司法支援センター第三世代情報システム運用保守業務等一式	R1.12.24	66,052,800	随意	66,052,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロントSCSK株式会社
8	第三世代データ保全システムの構築等請負業務一式	R1.12.24	24,789,600	随意	24,789,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25東芝ITサービス株式会社
-	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約(契約変更)	R1.12.24	519,488,488	随意	519,488,488	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3東京センチュリー株式会社
9	事務所用IP-PBX設定変更作業等	R2.1.7	2,157,738	随意	2,157,738	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング
11	データ保全システム設置に伴う業務委託契約	R2.3.23	1,342,000	随意	1,342,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟株式会社富士通マーケティング
-	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式(変更契約)	R2.3.24	1,168,550,920	随意	1,168,550,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28NECネクサソリューションズ株式会社
12	業務管理システム再構築に関する支援等業務委託	R2.3.25	1,980,000	随意	1,980,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5シテイライツ法律事務所
	合 計		1,968,120,258					

「令和元年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国の規定上の金額と同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

(1) 「競争性のある契約」について（第2表の1ないし3）

競争性のある契約は39件で、全体件数に占める割合は34.5%であり、平成30年度の29.4%と比較して、約5%増加した。契約金額についても、全体金額に占める割合は26.7%と平成30年度の4.1%と比較して、約23%増加している

なお一者応札案件については、令和元年度は6件で、平成30年度の10件と比較して4件減少している。なお、一者応札となった案件の多くは、毎年入札手続きを行う案件において、これまでの入札結果を踏まえ、入札参加を見送った者が多かったことが要因となっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について（第3表）

競争性のない随意契約は74件で、全体件数に占める割合は65.5%であり、平成30年度の70.6%と比較して、約5%減少した。契約金額についても、全体金額に占める割合は73.3%と平成30年度の95.9%と比較して、約23%減少している。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第3表（内訳1））

随意契約の件数比率が高い要因の一つとして、①事務所及び②職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が挙げられ、令和元年度は、51件であり、契約全体（113件）の45.1%、随意契約全体（74件）の68.9%を占めている。

これらの賃貸借契約は、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指しており、これを達成するため、国民が支援センターを利用しやすい場所にある必要があり、かつ業務量に見合う床面積を確保する必要があること等を考慮しなければならないこと、②については、支援センター職員の能率的な業務遂行を確保するため、当該職員が勤務する事務所からの通勤の利便等を考慮しなければならないほか、賃貸借契約に係る費用を低減させるため、契約対象物件を原則として敷金・礼金のない独立行政法人都市再生機構が管理する物件又はこれに準じる条件である物件としていることを考慮しなければならないことから、いずれも賃貸借を行う建物の所在地等が制限され、結果としてその所在地等において賃貸借を行っている者と契約することになるため、「その場所でないと業務の

目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの」（総務省行政管理局「独立行政法人における随意契約の見直し状況について」で示された基準）として随意契約を行っている。

なお、対象物件によって賃料が異なるが、これらの賃貸借契約を行うに当たり、①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、②についても、同様に複数物件の諸条件を総合的に勘案した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳2及び3））

これらの契約については、法令等により契約の相手方が限定されていることから、随意契約を行ったものである。

(3) 他との互換性がない契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳4）のとおり12件で全体の10.6%、契約金額にして約20億877万円で全体の69.3%となっている。これらの案件について、随意契約とした主な理由は以下のとおりである。

ア 事務所の工事（第3表 No. 21 ほか）

令和元年度は、7月に移転した札幌地方事務所の原状回復工事及び本年5月に移転した山口地方事務所の移転工事を発注したが、これらの工事は、賃貸人が指定した工事業者が工事を行うことが賃貸借契約等で決められているため、賃貸人が指定した工事業者と随意契約を行ったものである。

イ システム関係業務委託契約（第3表（内訳6））

これらの契約は、支援センターが業務上使用しているシステムの契約期間延長に伴う変更契約等であり、必然的に原契約を行っている相手方と契約することとなることから、当該業者と随意契約を行ったものである。

(4) その他の契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「その他の契約」の全体件数は第3表（内訳5）のとおり9件で全体の8.0%、契約金額にして約1,957万円で全体の0.7%となっている。これらの案件について、随意契約とした主な理由は以下のとおりである。

ア 労働者派遣契約（第3表 No. 20 ほか）

令和元年5月から稼働している業務統合管理システムについて、稼働当初、当該システムの動作が不安であることを原因として、民事法律扶助業務の事件処理が大量に停滞し、当該業務にかかる利用者に対し適切な業務提供ができない等の状態が発生したことから、これを処理するために緊急に労働派遣事業者と随意契約を行ったものである。

イ レイアウト変更工事等（第3表 No. 58 ほか）

予定価格が契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条に定める金額以下であったことから、随意契約を行ったものである。

3 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 23 条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

4 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約手続を行う場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

5 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記 4 のとおり契約手続の原則的な取扱いを一般競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を受けることにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を受けるものとしている。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。